

## 環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
<b>【全体】</b>					
1	全体	-	-	黒木委員	個別案件で実務を担うコンサルタントの立場として、迅速かつ質の高いODA 実施の一翼を担う事を認識し、新ガイドラインに示された内容について丁寧な調査、分析、十分な協議を行った上での現地ステークホルダーとの合意形成、そして質の高い総合的な報告書を作成することはきわめて大きな責任と自覚しております。しかしながら、一方では、拡大・多様化する項目について定められたコストと最小限の人員並びに厳しいスケジュールの中で速やかに実施する事も課題と認識しております。このため、ガイドラインの包括的検討に当たっては、特にこうした点に鑑みコメントさせて頂きました。
2	全体	-	-	杉本委員	2010年にJICA環境社会配慮ガイドライン（GL）が策定されてから10年経過し、その間、SDGs及びパリ協定の採択が最大の変化といえる。環境面の国際潮流を考慮すると、気候変動に対する対応が大きく変わっており、今回のGLの改定のタイミングは、他の国際開発金融機関の環境社会配慮のフレームワーク等の動きや方向性も踏まえ、新たに組み込む機会である。また、我が国は、昨年7月にパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を策定し、「環境と成長の好循環」を実現するため、地球規模の脱炭素社会に向けた支援の推進なども掲げたところ。今年の7月に策定された「インフラ海外展開に関する新戦略の骨子」では、「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を基本方針としており、本GLも各省庁と足並みを揃えて、脱炭素移行との整合性が取れるよう位置づけることが求められる。
3	全体	-	-	村山委員	1) 本ガイドラインの包括的検討を通じて、助言委員会で出された助言のうち改定の方向がまとまっている事項については、原則として改定内容に反映するとともに、反映しない場合にはその理由と代替となる対応について明確に示すことが求められる。
4	全体	-	-	村山委員	2) レビューならびに包括的検討の段階では、世界銀行の10項目に亘るEnvironmental and Social Standard（ESS）を含めて、他の国際協力機関のサーフガードポリシーが参照されている。協調融資案件におけるコマニアプローチの導入も考えられることから、今回の改定で可能な限り整合性を図ることが望ましい。一方で、環境社会配慮の実施体制の違いも考慮して、実現可能性も考慮した内容とする事が求められる。
5	全体	-	-	村山委員	3) 今回の改定にあたっては、次の改定までの10年間を見据えた内容とし、短期間に内容の変更が求められないよう基本原則を主に扱うことが求められる。
6	全体	-	-	村山委員	4) 今後10年間に生じうる変化に柔軟に対応できる自由度を確保することも肝要と考えられる。
7	全体	-	-	持田委員	下記視点をバランス良く確保する環境社会ガイドライン改定案を議論させて頂き度いと考えます。 1) JICA各協力事業に参画する環境社会配慮ガイドラインのユーザーとして、迅速性を失わず、活用利便性を維持し、開発効果を最大化すること。 2) JICA各協力事業の実施に際し、相手国に適切な環境社会配慮を促すこと。 3) JICA各協力事業の実施に際し、JICAによる環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保すること。
8	全体	-	-	村山委員	FAQはGLの具体的な実施指針となっているため、FAQの位置づけや策定プロセス等をGLの中で明記すること。また、現行のFAQの内容を精査し、名称を含めて検討すること。
9	全体	-	-	村山委員	内容として、主として次の内容が含まれているように思われる。 1) GLに含めるべき内容 2) 現行FAQに類するカテゴリーに含めるべき内容 3) 上記2項目に含まれないが、JICAとして対応する内容  今後、方針案を上記のようなカテゴリーを参考に整理していただくことをご検討いただきたい。
10	全体	-	-	村山委員	内容として、次のような側面が含まれるように思われる。 ・GLの実施細則的な側面 ・上記の実施細則とは異なるが、JICAがGL以外で行なっている環境社会配慮の解説という側面  改定委員会の議論を通じて現行FAQの位置づけや名称を検討し、GLの中でもFAQに類する文書の存在を明記していただきたい。
11	全体	-	-	鈴木委員	(1) 他のJICAの規定との関係の整理と明示・公開 ・これまでの議論の中で、環境社会配慮ガイドラインの中で書き込める事項と、別文書に基づき扱うべき事項があることが明らかになっています。そのような文書には2つのタイプがあります。 ① JICAが環境社会配慮とは別の目的で定める構造・安全基準等の文書。安全性の議論等は、それらの文書の中で規定され、審査されるため、環境社会配慮ガイドラインでは特に書き込まれることはない。 ② 環境社会配慮ガイドラインには書ききれないような細部にわたる事項を規定する文書。現時点ではFAQがそれに該当するが、別途ガイドラインを受けた規程、細則等の作成も考えられる。 ・これまで議論された事項を、上記の様々な文書の中でどう位置付けるかをまず明確にしてから議論を進めていただきたい。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
<b>【テーマ①理念、気候変動】</b>					
12	①理念、気候変動	1.1 開発協力大綱、質の高いインフラ投資の促進等の政府方針への対応 1.2 持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定といった国際潮流への対応	1. ガイドラインの「序」については、(i) SDGs達成に向けた各国の実践と国際協力、および(ii)パリ協定を始めとした脱炭素社会構築に向けた気候変動対策の国際潮流を、大きな枠組みとして書き、「理念」にはその国際潮流と歩調があった形で、「開発協力大綱」で謳われている大きな方針（国際社会の平和、安定、繁栄を目指す。その為に我が国は積極的に貢献する。人間の安全保障の推進、国際協調主義など）を位置づけるのが適当と考える。この大綱の中に、「『質の高い成長』とそれを通じた貧困撲滅」が重点課題としてあり、それに対応する一つの方針として、「質の高いインフラ投資の推進」があると位置づけるべきという考え方が示された。質の高い成長は、環境との調和への配慮や経済社会の持続的成長・地球温暖化対策の観点を含める。上記の大きな枠組み（理念の柱）を明確にした上で、重要な基本的な考え方（基本的人権の尊重、公平性、透明性、説明責任など）について指針と方策をJICA環境社会配慮ガイドライン（以下、「JICA GL」）に位置づけることが適当。	織田委員	(3) 質の高いインフラ投資の推進に関しては「質の高いインフラ投資に関するG20原則」（2019）原則5インフラ投資への社会配慮の統合への言及が重要と考える。G20原則5.3には「インフラ投資により創出される機会を通じて、女性のエンパワーメントを如何に促進するかを、特に考慮すべき。女性の権利は、労働市場への参加や、技能研修、職業安全及び保健に関する政策などの職場環境の整備において尊重されるべき。」とあり、後述する⑥労働とも重なる。
13	①理念、気候変動			杉田委員	助言にある通り、「開発協力大綱」の中の重点課題である「『質の高い成長』とそれを通じた貧困 撲滅」に対応する方針のひとつとして、「質の高いインフラ投資の推進」を位置付ける考え方に賛同。官邸の経協インフラ戦略会議においても、わが国企業による質の高いハード・ソフト両面でのインフラ・システムの海外展開等への支援を通じた途上国への開発協力が議論されていると理解。国際潮流を踏まえ、質の高い成長の重要なファクターとして、環境との調和、経済社会の持続的 成長、地球温暖化対策を含め、それらを前提とするのが妥当。
14	①理念、気候変動			鈴木委員	(1) G20大阪サミットでの「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を実施するためには、これまでの3回の議論で明確になっているように、環境社会配慮ガイドライン（以下JICA GL）だけでは対応できない面があるので、Appraisalに当たっての基準等の見直しが必要。いずれかの時点でAppraisalシステムの見直しが行われることが望ましい。その際、特に以下の点が重要と考えられる。 ① 世界的な潮流に沿ったものであり、かつ、緩和対策として優れた日本のGHG等削減技術のJICAプロジェクトへの積極的な活用を推奨することを明示すること。 ② 将来の気候変動の影響増大に備えた自然災害等のリスクを考慮し、Appraisalに際しての構造基準等の見直しを図ること。
15	①理念、気候変動			日比委員	JICAとしてSDGs17ゴール中、特に10ゴールについて「中心的役割を示す」との方向性が示されているが、例えば、わが国が柱としてきた人間の安全保障の根幹であり国際的にも最重要視されMDGs から引き継がれている1(貧困撲滅)、普遍的国際的価値観でありながら日本本として弱いとされている5（ジェンダー）、民間連携事業が増えている中で特に注意すべき12（持続可能な消費と生産）、海洋国家でもあり昨今のわが国外交の柱として位置づけられている“開かれたインド太平洋”との関連性も高い14（海洋環境）などが、含まれていないのはなぜか。SDGsは、選り好み（チェリーピッキング）せず全体の・総合的に進めるべき中で、誤ったメッセージの内外への発信につながるため、再考すべき
16	①理念、気候変動			日比委員	国際潮流としてのSDGsへの言及に加え「将来世代のニーズを損なうことなく、現世代のニーズを満たすこと（World Commission on Environment and Development.1987）」という「持続可能な開発」の原点、すなわち将来世代への貢献に立ち返るべき
17	①理念、気候変動			日比委員	国際潮流（パリ協定+IPCC1.5°C特別報告書）とパリ協定への日本政府の対応としての長期戦略に言及しているが、援助機関としてホスト国側の事情・潮流（特にNDC）の考慮にも触れるべき
18	①理念、気候変動			日比委員	ポスト/ウィズ・コロナ時代への対応、特にグリーン・リカバリーの考え方に言及すべき
19	①理念、気候変動			村山委員	助言1から4に関連して、SDGsやパリ協定、開発協力大綱、ミティゲーション・ヒエラルキーについては基本的な考え方であり当面大きな変更はないと思われることから、ガイドラインの本文で触れることが求められる。
20	①理念、気候変動			持田委員	助言1～4：助言に異論ありません。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出委員名	意見
21	①理念、気候変動			日比委員	<p>(助言1)について 【JICA方針(案)概要(日比まとめ)】 ・「序」においてパリ協定に基づく脱炭素社会構築へ向けた国際社会の取組、「理念」において環境との調和、経済社会の持続的成長、地球温暖化対策、インフラ投資への環境配慮・社会配慮の統合を含める ・GLの改定において審査プロセス全体を見る直しを行うことは想定していない ・次の改定までの10年間を見据えた内容とし、短期間に内容の変更が求められないよう基本原則を主に扱う 【日比意見・質問等】 ①「パリ協定」自体は、国際潮流そのものというよりも、潮流を形作っている枠組であり、現時点で気候変動に係る国際潮流は、JICAのクライアント国を多数含む120カ国以上がカーボンニュートラルに既にコミットしていること、多数の国がNDCの野心引き上げを報告していること、IPCC1.5℃特別報告書が警告している1.5℃目標への引き上げの必要性などではないか。これらについても言及すべき</p>
22	①理念、気候変動			日比委員	<p>②「理念」においては、「インフラ海外展開に関する戦略の骨子(以下、インフラ新戦略)」や菅首相による「カーボンニュートラル宣言」など、気候変動に係るわが国の直近の政策や方針を位置づけるべきである。特に「質の高いインフラ」について言及するのであれば、インフラ新戦略、中でも環境・社会配慮に密接に関わる「気候変動の軽減に向けた脱炭素への移行促進」「こうした国々のエネルギー政策や気候変動政策に深くエンゲージし」「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」、そして「石炭火力発電プロジェクトについては、(中略)支援を行わないことを原則とする」ことなどへの言及は不可欠</p>
23	①理念、気候変動		2. 「開発協力大綱」では前文において、誰ひとり取り残されない、包摂的な開発を実現する観点から開発のあらゆる段階において女性や社会的脆弱な立場にある地域住民を含む社会の多様な関係者の参画を確保するとしており、「理念」においてもこの点を反映すべき。	織田委員	<p>(1) ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを重要事項とする JICAガイドライン1.4 基本方針(重要事項)に、新しい項目として「ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントを進める」を加えるよう提案する。そこには「女性の参画の促進、能力と強化、ジェンダーに基づく社会的脆弱性、特に女性のニーズへの配慮と保護、女性と女児に対する暴力防止、女性の権利を含む人権の尊重に取り組む」などを含める。これにより、ガイドラインが扱う事項やプロセスにおいて一貫性をもってジェンダー配慮に取り組める。なお、この内容は「開発協力大綱」、「女性の活躍推進のための開発戦略」、「2030アジェンダ・SDGs」などの政府方針や国際的潮流とも合致する。人権、ジェンダーは論点⑤のテーマにもあるが、他の論点にも関係することから基本方針に含めることが重要と考える。</p>
24	①理念、気候変動			織田委員	<p>(2) 人権基準、人権尊重条件の明記 人権に関しては、現行ガイドラインでは、「序」、「1.1 理念」「2.5 社会環境と人権への配慮」において、世界人権宣言、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を挙げ、環境社会配慮を通じて人権を尊重するとの方針を示している。また、人権侵害が起きる危険がある対象(脆弱な立場にある人びとや先住民)を例示し、さらに人権尊重に必要な民主的意思決定、ステークホルダーの参加、情報の透明性、説明責任等の条件を示している。これらの点は改定ガイドラインにおいても引き続き明記されるべきと考える。</p>
25	①理念、気候変動		3. 環境社会配慮、環境影響評価における基本的な認識としてミティゲーション・ヒエラルキー(回避>最小化>緩和>代償)の考え方を明記するという考え方もある。大規模な環境社会リスクは可能な限り回避すべきであるが、これを避けられない場合は最小化、緩和、オフセットすべきである。中レベルから小レベルの環境社会リスクに対しては最小化(低減)の取り組みを適切とする考え方がある。	鈴木委員	<p>(1) 気候変動緩和対策に係る評価は、ミティゲーション・ヒエラルキーの考え方にに基づき、排出量に対して行われるべき。「助言3」</p>

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
26	①理念、気候変動		4. (1) 現世代の環境社会配慮・環境保全の視点にとどまらず、良好な自然環境を次世代さらにその次の世代に引き継ぐ視点、(2) 仙台防災枠組・レジリエンスの視点、を「理念」に明記すべき。	黒木委員	A) 具体的に個別プロジェクトでどのような因果関係があり、何を活動し、アウトプットとするかイメージできないのでご教示頂きたい。この防災を環境社会配慮で取り扱う場合、従来の環境社会配慮専門家では対応できないため別途防災の専門家等の配置が必要であると思われる。
27	①理念、気候変動		5. 国際的には、大規模排出源であり排出を長期間固定化することになる石炭火力発電が大きな議論になっていることに鑑み、パリ協定をはじめとした国際潮流の中でのJICAとしての石炭火力発電所への支援についての考え方を明記すべきとの意見があった。これに対して、今後長期に運用されるJICA GLの理念として、特定のセクターについて言及するのはバランスを欠いているのではないかと意見があった。	杉本委員	我が国は、今年の7月に策定された「インフラ海外展開に関する新戦略の骨子」に明記されたとおり、「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を基本方針としたところ。具体的には「世界の実効的な脱炭素化に責任をもって取り組む。」「風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーや水素、エネルギーマネジメント技術、CCUS/カーボンリサイクル等も含めたCO2排出削減に資するあらゆる選択肢の提案」を行うこととされており、JICAにおけるプロジェクトにおいても脱炭素移行に向けて選択肢を示していること及び脱炭素移行に向けて逆行していないか等の検討が必要と考えられ、そのような検討の必要性についてGLにも記載される必要がある。また、こうした認識の共有及びGLへの反映の上で、石炭火力に関する詳細な記載等については検討されたい。  参考 パリ協定の目標達成に向け、世界全体の温室効果ガスの実効的な排出削減が必要不可欠となっている。再生可能エネルギーのコスト低下に牽引されたエネルギー転換など、エネルギー情勢が急速かつ大きく変化している中で、安価かつ安定的に調達できるエネルギー源が石炭に限られる国もあり、途上国などでは石炭火力を選択してきたという現実がある。石炭火力への資金を絞るダイベストメントのような方策もあるが、当該諸国の国民生活向上や経済発展にとって不可欠な電力アクセス向上・電力不足解消の選択肢を狭めることなく、世界全体の脱炭素化に向け現実的かつ着実な道を辿らうとするのであれば、むしろ、こうした国々のエネルギー政策や気候変動政策に深くエンゲージし、長期的な視点を持ちつつ実現可能なプランを提案しながら、相手国の行動変容やコミットメントを促すことが不可欠であると考えられる。 このため、我が国は、関係省庁連携の下、相手国の発展段階に応じたエンゲージメントを強化していくことで、世界の実効的な脱炭素化に責任をもって取り組む。具体的には、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズを深く理解した上で、風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーや水素、エネルギーマネジメント技術、CCUS/カーボンリサイクル等も含めたCO2排出削減に資するあらゆる選択肢の提案やパリ協定の目標達成に向けた長期戦略など脱炭素化に向けた政策の策定支援を行う、「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を推進していくことを基本方針とする。 その上で、今後新たに計画される石炭火力発電プロジェクトについては、エネルギー政策や環境政策に係る二国間協議の枠組みを持たないなど、我が国が相手国のエネルギーを取り巻く状況・課題や脱炭素化に向けた方針を知悉していない国に対しては、政府としての支援を行わないことを原則とする。その一方で、特別に、エネルギー安全保障及び経済性の観点などから当面石炭火力発電を選択せざるを得ない国に限り、相手国から、脱炭素化へ向けた移行を進める一環として我が国の高効率石炭火力発電へ要請があった場合には、関係省庁の連携の下、我が国から政策誘導や支援を行うことにより、当該国が脱炭素化に向かい、発展段階に応じた行動変容を図ることを条件として、OECDルールも踏まえつつ、相手国のエネルギー政策や気候変動対策と整合的な形で、超々臨界圧(USC)以上であって、我が国の最先端技術を活用した環境性能がトップクラスのもの(具体的には、発電効率43%以上のUSC、IGCC及び混焼技術やCCUS/カーボンリサイクル等によって発電電力量当たりのCO2排出量がIGCC並以下となるもの)の導入を支援する。
28				杉本委員	【再掲】 2010年にJICA環境社会配慮ガイドライン(GL)が策定されてから10年経過し、その間、SDGs及びパリ協定の採択が最大の変化といえる。環境面の国際潮流を考慮すると、気候変動に対する対応が大きく変わっており、今回のGLの改定のタイミングは、他の国際開発金融機関の環境社会配慮のフレームワーク等の動きや方向性も踏まえ、新たに組み込む機会である。また、我が国は、昨年7月にパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を策定し、「環境と成長の好循環」を実現するため、地球規模の脱炭素社会に向けた支援の推進なども掲げたところ。今年の7月に策定された「インフラ海外展開に関する新戦略の骨子」では、「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を基本方針としており、本GLも各省庁と足並みを揃えて、脱炭素移行との整合性が取れるよう位置づけることが求められる。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出委員名	意見
29	①理念、気候変動			日比委員	去る7月9日に「インフラ海外展開に関する新戦略の骨子」が閣議決定され、その中で石炭火力支援の要件厳格化や「支援を行わないことを原則とする」との記述が含まれている。これらとの整合を取り、かつJICAのセーフガードとしてこの骨子内容をオペレーションナライズする内容を含めるべき。具体的には、ホスト国の「脱炭素化を誘導」する上での、具体的なクライテリアやチェック項目等を含めるべき
30	①理念、気候変動			三宅委員	助言5 石炭火力発電への支援に掛かる考え方を明記すべきとの意見とバランスを欠くとの意見 (意見) 石炭火力発電という1セクターだけをあげて、GL冒頭部で(恐らく否定的に)記載することは、バランスを欠くと感じます。石炭火力発電においても、本邦で開発された環境負荷が非常に少ない技術が開発され採用事例があると聞いています。このセクターを最初から否定するものではなく、個別案件ごとに是非を判断しては如何でしょうか？
31	①理念、気候変動			持田委員	助言5: 今後長期に運用される JICA GL の理念として、特定のセクターに言及するのはバランスを欠いていると考えます。
32	①理念、気候変動			日比委員	(助言5) について 【JICA方針(案)概要(日比まとめ)】 GLは特定セクターへの支援を言及するものでなく、石炭火力発電への支援に係る考え方はGLに記載しない 【日比意見・質問等】 ③現行GLでは「影響を与えやすいセクター」として特定セクターが明治されており、GLが特定セクターについて言及するものではない、との方針案と矛盾
33	①理念、気候変動			日比委員	④ ①②で記述のとおり、気候変動に係る国際潮流を鑑みれば、気候変動問題が持続可能な開発、環境・社会配慮に係る極めて大きな問題であることに異論はないと考える。その原因である人為的なGHG排出の中でも石炭火力発電が、極めてインパクトの大きい排出源・排出セクターであることも事実である(JICAとして異なる考え方を取る場合は教示されたし)。インフラ新戦略においても「原則支援しない」との方針を掲げている以上、環境・社会配慮上の極めて特異、かつ影響の大きい石炭火力についてGLにおいてその対応方針について言及することは、GLの目的に十分適っており、逆にGLの範囲に含めないことは、改定GLに大きな不足をもたらすと考えられる。改定GLにおいて、石炭火力について言及しないという方針は、受け入れがたい(特定セクターに言及するのはバランスを欠くとの意見もあるが、より優先すべきはバランスではなく、環境社会配慮上の効果と考える
34	①理念、気候変動	1.3 事業による温室効果ガス(GHG)排出量の推計	6. 気候変動への負の影響を適切に把握・対応するために、個別事業のGHG総排出量の推計が求められる。GHG総排出量の推計は、一定以上の排出量が想定される事業について、国際的に認められた手法によって、プロジェクトライフ中に排出量が固定化されることも考慮して行う必要がある。一方、サプライチェーンにおけるGHG排出量の推計をこれに含めることは重要であることの認識を確認する一方、すべての事業で推計することは技術的・労力的に困難を伴うことが予想され、今後の中長期の課題であると認識する。	木口委員 / 田辺委員 (NGO3 団体意見 書を委員 としても 提言)	温室効果ガス高排出プロジェクトにおける要件(ガイドライン別紙1) JICAは、別紙1で「気候変動」の項目を新たに設け、「スコープ1及び2で一定以上の温室効果ガス(GHG)を排出するプロジェクトにおいて、想定GHG排出量が算出・公開されていなければならない」ことを要件とするべきである。 ・IFC及びADBではスコープ1及び2で一定以上のGHGを排出するプロジェクトにおいて、排出量の予測値の定量化と年1回の算出を要件としている。ADBではESIAを通じた公表を求めている。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
35	①理念、気候変動			黒木委員	<p>A) ライフサイクル（イニシャル部分含む）GHGsの排出量を予測するのであれば、必ずしもプラスとなる可能性はないことも考慮する必要がある。                      JICA調査報告書、EIAで明確にしたいのが排出量、削減量、または双方なのかを諮問委員会で議論の上場、GL・FAQ、案件の指示書等で明確にすべきである。                      過去の案件では削減量のみ記載されている報告書が多く見られた。削減量が出ている場合は排出量も計算されているが、明確にレポートで排出量まで記載されているケースは多くはないと理解している。現時点でJICA・コンサルタントとしては、GHGについては削減・改善を重要視しているが、国際的な潮流や助言委員としては開発によってどれぐらい排出されるのか懸念事項となっており、現在の視点が異なると理解しているため、GL上のGHGの扱いについて議論が必要と考える。                      B) 左記懸念されているとおり、推計の範囲や条件により、その精度も労力も大きく変わる。また、プロジェクトフェーズ（MP、FS等）により代替案の範囲も変わるため、この点も考慮に入れる事が必要である。案件全体を見るとGHGは環境社会配慮の一部であり、多くの時間をGHGに割く場合は、他の影響項目に対応する時間が削減されるため、精度の目安となるコンサルタントの作業日数についても配慮すべきである（例：データ収集も入れて2日程度の作業、1週間程度の作業）。                      C) 気候変動緩和策という点では、事業全体ではCO2排出量は増えるが、適応という点では十分なキャパシティ（例：橋梁案件では余裕を持った橋桁の高さを確保する等）をもったインフラは整備可能なので、気候変動に対応するという事はいえる場合もあるのではないかと。                      D) 推計方法が確立していないセクターについて、推計するよう要請されたことがある。対象セクターと推計方法についてFAQ等での具体的説明を示していただきたい。                      E) WBのESS-3では、有意のCO2発生源は「energy, transport, heavy industry, building materials, agriculture, forest products, and waste management」との記載（ESS3, GN16.3）がある一方で、本文（ESS 3-Para.16）には「多様且つ小規模な発生源、又はGHG排出が重大でないと考えられる事業はGHG 排出量は不要」とある。JICA GLでもどこかで線引きの明示が必要ではないかと。</p>
36	①理念、気候変動			杉本委員	<p>GHG排出量の予測定量化に関しては、現在のGLでは、JICA Climate FIT（Mitigation）をベースラインシナリオからのGHG排出削減量評価手法として採用していると承知。2015年のパリ協定以降、途上国・新興国も含む全ての国で排出量とそれに基づく削減目標を掲げると共に野心の向上を図ることとされている。さらには、世界の脱炭素移行に向けた取組が進んでおり、それらとの整合性を取る観点からは、将来的には途上国におけるプロジェクトもネットゼロに近づけることが重要であり、2点対応の必要性があると理解。                      1点目は、排出削減効果ではなく、そもそもの事業の排出量としてのインパクトとそれを回避するための対策及び削減効果を測る必要がある。一定量以上のGHG排出が想定されるプロジェクトについては、検討する事業の影響のGHG排出量の算出及びその報告について規定を加えることが必要。また、スコープ1についても、インフラの電力消費他のエネルギー需要は大きくGHG排出に当たってインパクトがあるため、スコープ1に加えて、2の排出量を対象とする必要がある。さらに、当該プロジェクトの運用に当たり、本プロジェクト自身から生じない場合でも大きく関連する行為によってGHGが排出されるような一部のスコープ3の項目について（例えば、高速道路とそこから生じる交通から排出されるGHGなど）も、当該プロジェクトのインパクトを鑑みると、影響が大きいプロジェクトにおいては可能な範囲での推計が必要と考えられる。                      2点目は、各国におけるNDCsとの整合性は必要であるが、パリ協定では、NDCsも今後各国ともに野心の向上が図られる前提となっており、現在のNDCsとの整合性では不十分で、上記の観点から脱炭素移行の一環となっていることが必要。このため、NDCsとの整合性のみならず、各プロジェクトにおいて中長期的な脱炭素移行に向けて整合的であるか否かの確認もプロジェクト形成に当たっては重要な要素としてGLに位置付けることについて検討されたい。</p>
37	①理念、気候変動			鈴木委員	<p>(2) GHG排出量の推計を、より厳格に審査すべき。[助言6]                      ① スコープ1については、少なくともすべてのカテゴリAプロジェクトでIPCCガイドラインに沿った排出量推計（現状、将来予測）が行われていることを確認する必要がある。スコープ2については、可能な範囲で実施するよう要請するものとすべき。                      ② 排出量の推計に際しては、京都議定書に規定される7つのガス・物質だけでなく、大気中の寿命が短い温室効果ガス（short-lived climate pollutants: SLCPs）であるオゾン（O3）、ブラックカーボンについても考慮する必要がある。また、気候変動に正の影響を及ぼす（加速化する）SO2、PM等についても、大量の排出が見込まれる場合には考慮することが望ましい。</p>
38	①理念、気候変動			日比委員	<p>事業ごとの気候変動影響評価については、従来言及されてきたのは、主にエネルギーセクター、交通・運輸セクター（特に削減効果を創出する事業）であったが、農業・土地利用セクターの排出シェアも大きい（エネルギーと同等で、交通運輸より大きい）ことに鑑み、影響評価対象とすること</p>
39	①理念、気候変動			日比委員	<p>事業ごとの気候変動影響（＝事業に起因する温室効果ガス排出量）については、昨今の潮流（含む、温暖化・気候変動の進展を示す科学的根拠）を鑑み、スコープ1（事業からの直接排出）だけでなく、少なくともスコープ2（エネルギー使用を介した排出）、できればスコープ3（原材料の調達含むサプライチェーン全体からの排出）も評価対象とすべき。また、排出のロックイン効果や将来的なNDCの野心引き上げの可能性を十分考慮し、長期的タイムライン、すなわちパリ協定で定める（今世紀後半中のネットゼロ）を目標・タイムフレームをベンチマークとすべき</p>
40	①理念、気候変動			持田委員	<p>助言6：助言に異論ありません。</p>

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
41	①理念、気候変動			日比委員	<p>(助言6)について 【JICA方針(案) 概要(日比まとめ)】 一定規模を超えるGHG総排出量が見込まれる事業では、事業実施前にGHG総排出量を推計可能か検討し、推計可能な場合には、具体的な対象事業、推計方法等の記載を検討する 【日比意見・質問等】 ⑤排出が見込まれるセクターや事業において、全く排出量の推計が出来ない例というのは考えにくく(排出「削減」量推計の方法論は限定的かもしれないが、排出量自体の推計方法はIPCCインベントリ・ガイダンスやGHGプロトコルなど、様々な方法論が既に提案・推奨されている)、「推計可能な事業と推計方法を記載」とすることの意義が不明。むしろ、(一定規模を超える総排出量が見込まれる事業は)「原則として排出量を推計する」とし、その方法論やデータの選択については、事業毎に選択の余地を許容することとすべきである</p>
42	①理念、気候変動			日比委員	<p>⑥昨今の民間セクターにおける排出削減目標設定や排出量推計の潮流(およびそれに伴う推計方法論の進化)、そして「削減」だけではなくカーボン・ニュートラルに持っていくことが国際的な目標となっていることを鑑みれば、排出量の推計においては、スコープ1、2のみならず、できる限りスコープ3(サプライチェーン)における推計を求めることが、脱炭素社会、持続可能な開発に向けては求められる。技術的、労力的な困難さがある場合には、事業ごとに現実的かつ効率的な方法論やデータの選択を許容することで対応可能ではないか</p>
43	①理念、気候変動			日比委員	<p>〈スコープ1で一定量以上のGHGの排出が見込まれるプロジェクトにおいて、事業開始前に年間の想定GHG排出量を推計し、公開する。また閾値については、FAQにおいて年間25,000 Co2換算トンとする〉 ⑥賛成。ただし、閾値についてはGL運用期間中、国際的な潮流等を随時参照し、見直すことを明記すること</p>
44	①理念、気候変動			日比委員	<p>〈スコープ1とする理由: スコープ3は技術的に推計が難しい・スコープ2は、途上国において推計に必要な情報の入手が難しい場合が想定され、案件ごとに推計の結果にばらつきが出るのが予想される・また、世銀もスコープ1を対象としている・さらに、スコープ1とスコープ2の間で重複が発生する場合がある〉 ⑦スコープ1だけでなく、スコープ2、そして可能な限りスコープ3についても対象とすべき(理由、考え方)・スコープ3は推計が技術的に難しいとあるが、特に民間セクターにおいては、GHGプロトコルなどを用いて推計されている。脱炭素社会や対象国NDCへの貢献(あるいは負の影響)を明確にする上でも、スコープ3も推計することを求める。改定GLの運用期間の10年後にはパリ協定の目標年である2030年を迎えることを鑑みても、より幅広く、実質的に脱炭素社会への貢献・負荷を測定することは必須である。少なくとも運用期間中での導入の方向性につき明記すべき ・スコープ2についても、途上国において水系に必要な情報の入手が難しい場合が想定されたとあるが、GHGインベントリなどの能力開発は進んでおり、電源構成とそれともなう排出係数などは多くの国ですでに特定・入手可能なデータではないか(入手が難しい具体的なケースを示されたし)。スコープ1と2の間での重複についても、回避する考え方、手法は確立しているのではないかと、案件ごとにばらつきが出ることは、環境社会影響評価が国や地域固有・特有の事情や情報、データ(質量とも)に依存する場面が多い(すなわち、グローバル標準に基づくデータが必ずしも揃っていないわけではない)ことから、GHG排出量推計だけの問題ではなく、他の影響評価においてもつねに配慮すべきポイントではないか。なぜ、スコープ2においてのみそのばらつきが問題となるのか、論理的な理由を示されたし ・世銀もスコープ1(のみ)を対象としていることも理由としているが、世銀ESSの見直し作業がほぼパリ協定合意以前に行われ、すでにその当時から気候危機を巡る国際的そしてわが国の状況が大きく変化していることを鑑みれば、世銀を根拠とする必然性は薄い</p>
45	①理念、気候変動		7. 個別事業の排出量推計は重要である一方、個別事業の支援検討において、相手国全体の排出削減目標への貢献、更には国際社会が共有する排出削減目標への貢献の観点から本質的に検証されることが重要。他方、個別事業における環境社会配慮と国際社会あるいは国毎の気候変動政策の議論は区別する必要がある点を認識し、個別事業においてこれら目標との整合性をどのように図るか、およびJICA GLの対象とするかは慎重な議論が必要。	鈴木委員	<p>(3) 削減対策の検討に際しては、基本的に、個別事業の排出量評価を行うことが適切であるが、必要に応じ、各国の約束(nationally determined contributions:NDCs)、脱炭素移行に向けた国際的合意と比べて明らかな不整合がないか確認するものとする。[助言7]</p>
46	①理念、気候変動			日比委員	<p>事業の気候変動「影響」の評価については、慎重に、かつ厳格にパリ協定を始めとする国際潮流(=「パリ・レジーム」)に沿ったものとなるよう導入すべき。これまで個別案件においては「事業による影響自体の評価は技術的にできない」「総排出量に比較して事業排出は十分小さく影響は小さい」「FITツールにより削減効果の評価した」などの対応が見られたが、全ての国が削減義務を負い、全体として大気中へのGHG排出量の削減(最終的にはネットゼロ)を目的とするパリ・レジーム下での対応としては相応しくない。特に最後の点については、「京都レジーム」下、すなわち途上国は削減義務を追わない中でCDMを通じた支援により先進国(附属書1国)の「削減努力」を認めることを目的とした制度(大気中への排出総量としては増加)の中で開発された方法論・考え方に準拠しており(例えば、対象となるセクターや事業は、「排出削減効果」が見込まれるもので、必ずしも排出源としての影響ポテンシャルに基づいているわけではないと理解)、パリ・レジームに十分対応できない可能性が高いことに留意</p>

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出委員名	意見
47	①理念、気候変動			日比委員	事業毎の気候変動影響（排出量の測定）だけでなく、対象国の排出削減道筋（含むNDC）への貢献、さらにJICAの事業ポートフォリオ全体の排出量、削減貢献量を透明性を持って開示すべき。また、NDCへの貢献を評価あるいは留意する一方で、パリ協定の最終目的、あるいは科学的な見地（IPCC報告書など）からみて、必ずしもNDCが気候変動対策として十分とは言えない。パリ協定としての大目標を共有しコミットする日本として、事業の個別のNDCに貢献しているかどうかだけでなく、NDC自体の妥当性（地球規模課題を対象とし、日本もグローバル目標にコミットしていることに鑑み、対象国のNDCを無条件で受け入れるのではなく、日本としてそれが十分な内容・水準か、すなわち「インフラ新戦略」で書かれているように「脱炭素化」と整合するかどうかを評価判断することも求められる
48	①理念、気候変動			日比委員	GL見直しは世銀ESFに準拠する形で進められているが、気候変動影響の評価については、パリ協定（2015年末）や1.5°C特別報告書（2018年）のタイミングから、世銀ESFに十分反映されていない点に注意。このタイミングでの見直しとなる以上、国際的な先行事例に十分なものが無くとも、国際世論をリードするようなアプローチが期待される
49	①理念、気候変動			日比委員	気候変動影響については、GHG排出量（climate change mitigation）の観点だけでなく、適応の視点からの評価も導入すべき
50	①理念、気候変動			持田委員	助言7：個別事業と国際社会あるいは国毎の気候変動政策の議論は区別するべきと考えます。
51	①理念、気候変動			日比委員	（助言7） 【JICA方針（案）概要（日比まとめ）】 個別事業の上位の政策との整合性は別途日本政府、JICAで確認されているとの前提の下、GLは個別事業の環境社会配慮に関するJICAの責務と手続き、相手国等に求める要件を規定するものであり、個別事業と国毎の気候変動政策の整合性は、環境社会配慮GLとは別の枠組みでプロジェクト形成の一環として確認する 【日比意見・質問等】 ⑦個別事業と上位政策等の整合は、別の枠組で確認すること自体に異論はないが、そもそもGLの目的が「JICAが行う環境社会配慮支援・確認の透明性・予測可能性・アカウンダビリティを確保すること（現行GL1.2目的より抜粋）」にあるとすれば、別の枠組での確認であっても、それを“透明性を持って確認し、公開する”ことは、GLの重要な役割ではないか
52	①理念、気候変動			日比委員	⑧上位政策等との整合については、現行GL別紙1において、プロジェクトは「実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない」と明記されている。例えば、NDCは、実施国政府の環境社会配慮政策であり、GLの枠組内でその整合性を確認することは、現行GLの求めるところである。よって、気候変動政策に係る上位政策等（のみ）につき、GLの枠外とすることの根拠を示されては、従来のGLからの方針の転換を意図しているのか？
53	①理念、気候変動			日比委員	⑨気候変動問題の特徴のひとつとして、排出は特定地域で発生するもの大気への影響（GHGの蓄積）についてはグローバルに起こることであるというものが、この地球規模影響への対応について対象国の政策や法律だけを担保すれば良いということにはならない。わが国の気候変動政策や方針（NDC、インフラ新戦略、カーボンニュートラル宣言を含む。これらがグローバルなニーズを十分満たしていることが前提）は、JICA事業の気候変動影響を評価・配慮する上で、相手国の政策・法律との整合性確認と同様に、極めて重要な環境社会配慮のプロセスであり、現行GLにおける上位政策等との整合の確認に準拠すべきである
54	①理念、気候変動			日比委員	⑩現行GLにおいて、上位政策等との整合を図る対象として特記されている“保護区”については、個別事業の環境社会配慮プロセスにおいて、度々、事業の整合性が議論されており、プロジェクト形成の改善につながっている事実がある。気候変動（GHG排出）の影響緩和において、上位政策等の持つ意味合いがより大きいとすれば、ますますGLにおいてその整合を確認することで、「JICAが行う環境社会配慮支援・確認の透明性・予測可能性・アカウンダビリティを確保すること」を担保することになるのではないか。（今回示されたJICA方針案では、事業による気候変動影響（GHGの排出・削減）について、GL枠組において具体的に回避、最小化、緩和、再生に資するプロセスは、限定的な代替案検討以外は明示されておらず、この上位政策等（特にわが国のカーボン・ニュートラル方針）との整合を取るとは極めて重要
55	①理念、気候変動	1.4 技術的・財政的に実現可能で費用対効果のあるGHG排出量削減のための代替案の分析	8. GHG排出量削減のための代替案の分析は、マスタープラン策定、個別事業形成、詳細設計と段階に応じて検討の範囲が異なる。個別事業形成段階では、赤道原則（付属書A）にある高炭素セクターの例等を参考に、同一セクター・同一規模で利用可能な最良技術（BAT=Best Available Technologies）の採用等を勘案しながら、技術的・財政的・環境的に実現可能で費用対効果のある代替案を検討することが適当。	黒木委員	A) プロジェクトのフェーズ（MP、FSなど）に応じた代替案をベースとしてGHGsの定量化の検討を行うこととなるが、代替案毎にGHGsの定量化を行うことは、かなりの手間、コスト、期間が必要となる。このため事業によって大きくGHGの排出量が異なるケースのみ代替案毎のGHGs定量化を実施すべきである。
56	①理念、気候変動			鈴木委員	(4) 削減対策（代替案）の検討に際しては、最新の削減技術、特に我が国の優れた削減技術の積極的な活用を推奨することが望ましい。【助言8】
57	①理念、気候変動			持田委員	助言8～9：助言に異論ありません。
58	①理念、気候変動			木口委員 田辺委員	<P6>「個別事業掲載段階では、GHG排出量の大きい事業セクターで、同一セクター・同一規模で利用可能な最良技術（BAT）の採用等を勘案し」とあるが、実際に石炭火力発電事業では、再エネとの代替案比較を行っているケースもあることから、GLにこの文言を入れる場合は、ケースバイケースで異なる対応を行う可能性があることを明記すること。



環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出委員名	意見
59	①理念、気候変動			日比委員	<p>(助言8) について                      【JICA方針(案) 概要(日比まとめ)】                      ・GHG排出量削減のための代替案の分析は、マスタープラン段階の代替案検討ではGHG総排出量削減のための代替案の分析を行う                      ・個別事業形成段階では、GHG排出量の大きい事業セクターで、同一セクター・同一規模で利用可能な最良技術(BAT=BestAvailableTechnologies)の採用等を勘案しながら行う。その際には、技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある代替案の検討とする                      ・事業形成の段階に応じて検討の範囲が異なることを踏まえる。GHG排出量視点での代替案分析を導入するが、その際には技術的・財政的環境的に実現可能で費用対効果のある代替案の検討とする                      【日比意見・質問等】                      ①個別事業段階では「同一セクター・同一規模で利用可能なBAT」などを勘案とあるが、この場合、「同一セクター」とは何を意味するのか？例えば、発電事業を考えた場合、その開発目標は、一定規模の電力供給であるとすれば、その対象となるのは「発電セクター」であることから、異なる「発電オプション」を代替案として検討するということになるが、これは、マスタープラン段階での代替案検討とどう違うのか？</p>
60	①理念、気候変動			日比委員	<p>②事業形成段階に応じて検討の範囲が異なることは、理に適っており、同意できる。その場合、特にマスタープラン等の「上位政策・計画」の立案を援助する事業においては、インフラ新戦略を含めて、やはりわが国の気候変動政策との整合をGLの枠内で図ることは不可欠ではないか</p>
61	①理念、気候変動			日比委員	<p>③個別事業において、技術的・財政的・環境的に実現可能で費用対効果ある代替案を検討する場合、排出量のロックイン(事業によるGHG排出量の長期に渡る固定化)および、カーボンニュートラルの実現(あるいは対象国のNDC達成)に向けた将来的な排出削減・吸収コスト(の増加)も加味した費用対効果分析とすること</p>
62	①理念、気候変動	1.5 世銀ESS4 構造物の設計における気候変動の考慮	9. 構造物の設計・建設における気候変動の考慮は、世界各地の周辺コミュニティの衛生と安全の観点から(1) 構造物の安全配慮・強靱性の視点と、(2) 気候変動によって構造物へ顕在化する可能性のある影響の視点があり、環境社会配慮は後者を念頭において行うことが適当。ただし、環境影響リスク分析の範囲・深度は技術的・労力的にも課題と認識する。	黒木委員	<p>A) 労力の観点から、気候変動の因子を明確にした上で分析対象とするべきである。例として海面上昇、降雨量など。これらをFAQやカテゴリB執筆要領に事例として記載すべきである。                      ※ 補足であるが、カテゴリB執筆要領の存在、要件、意義について諮問委員会へのご説明をお願いしたい                      B) 構造物の設計・建設における気候変動の考慮を環境社会配慮の範囲に入れる場合は、JICA内(職員・専門員など)、助言委員会で専門家の配置が必要になる。                      C) 構造物の設計・建設における気候変動の考慮は、最近の協定準備調査や詳細計画策定調査で実施されている「気候リスク評価」(JICA Climate-FIT (Adaptation) ガイドラインに基づく)に含まれるものと理解するが、これを環境社会配慮の文脈で実施するのであれば、「気候リスク評価」についても助言委員会にて説明・議論する必要があるのではないかと。気候リスク評価の位置づけ、コンサル側の作業労力についても検討すべきである。</p>
63	①理念、気候変動			鈴木委員	<p>(5) 将来の気候変動の影響増大に備えた自然災害等のリスクを考慮した構造基準の強化については、基本的にはAppraisalに際して確認する構造基準で取り扱うべきであるが、どのような配慮がなされたかについては、(不必要な)異議申し立てを回避する観点から、JICA GLでも言及することが望ましい。[助言9]</p>
64	①理念、気候変動			三宅委員	<p>助言9                      構造物の設計・建設における気候変動の考慮は、環境社会配慮では気候変動によって構造物へ顕在化する可能性のある影響を対象とすべき。但し、分析の範囲・深度は課題。                      (意見)                      「気候変動によって構造物へ顕在化する可能性のある影響」とは、「気候変動の影響による激甚な気象現象によって対象構造物が破壊された際の周辺への影響」を指していると思われるが、構造物建設においてはまず、気候変動によって生じることが想定される激甚な気象条件を想定しそれに対し十分強靱性を有する設計を行い、設計に基づいて良質な施工が行われるべきと考えます。その上で「想定の上を行く想定外の気性条件による構造物の破壊」による周辺への影響を考慮することを否定するものではないが現時点では、相当の仮定や多大な誤差・曖昧さを有し、技術的信頼性に劣る手法となると思われます。従って現時点のガイドラインの記載では先ず前者「気候変動の影響を考慮した適切な設計・施工」を強調すべきと考えます。</p>
65	①理念、気候変動			村山委員	<p>P.7                      気候変動に対する「適応」の位置づけは今後重要性が増すと考えられることから、概念をGLに含めること。</p>

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
<b>【テーマ②対象事業、情報公開】</b>					
66	②対象事業、情報公開	2.1「対象とする協力事業に、民間連携事業（中小企業・SDGsビジネス支援事業の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業）及びGreen Climate Fundからの受託事業を含めることの要否」	1. 中小企業・SDGsビジネス支援事業の案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業については、現状通り、環境社会に基大な負の影響を及ぼす可能性がある提案は採択しない方針であることを周知するとともに、提案企業が適切な環境社会配慮が行えるような説明と財務上の支援などが必要である。	持田委員	助言1～2：助言に異論ありません。
67	②対象事業、情報公開		2. Green Climate Fund（以下、GCF）、及びGCF以外の受託事業についても適切な環境社会配慮が行われるよう留意すること。	黒木委員	A) Green Climate Fund対象事業での環境社会配慮を理解するために、想定される案件についてご教示頂きたい。
68	②対象事業、情報公開		3. 次のJICA環境社会配慮ガイドライン（以下、「JICA GL」）改定までの今後10年の将来を見据えて、新JICA GL施行後に新しいスキームが創設された場合のJICA GLの適否あるいは適用の方法に関する基本的考え方を整理すること。その考え方として、個別の新スキームの性質の特徴からJICA GLの適否を都度検討する考え方、または原則すべてのスキーム・事業をJICA GL適用と位置づけた上で、負の環境社会面の影響が小さいスキーム・事業を適用除外とする考え方が出された。なお、スキームごとのJICA GLの適否については、なんらかの形で公表されることが望ましいとの意見があった。	鈴木委員	(1) 大規模な国際協力政策の見直しや世銀等の機関における環境社会配慮施策の変更が行われた場合には、10年たたなくてもAd Hocな形でJICA GLの見直しを行うとの規定を設けるべき。[助言3]
69	②対象事業、情報公開			持田委員	助言3：個別の新スキーム性質の特徴から、JICA GLの適否を都度検討するのが適切と考えます。
70	②対象事業、情報公開			木口委員 田辺委員	<P7>GLの適用対象事業に「基礎情報収集・確認調査」の調査スキームで実施している調査の中で、将来的にカテゴリAに分類される個別案件の形成が想定されるものを含めること。また、当該調査については、現地ステークホルダーからの情報・意見の収集を行うことについても、GLで規定すること。 理由：具体的事例として、「南部経済回廊情報収集・確認調査」や「タニンダリー地域開発計画にかかる情報収集・確認調査（経済特別区、大水深港に係る調査を含む）」などは、将来的に明らかにカテゴリAに分類される個別案件の形成を想定したものであり、当該開発課題に係る基礎情報を収集・分析するためにも、現地ステークホルダーからの情報・意見の収集は重要かつ有用である。しかし、JICAは「基礎情報収集・確認調査」という調査スキームが「個別案件の形成を目的としていないことからGL適用対象外」であるとし、現地ステークホルダーからの情報収集など行わなかった。
71	②対象事業、情報公開			木口委員 田辺委員	<P7>実施 事業が明確にマスタープラン策定をうたっていないとしても、実質マスタープランの作成に結びついている事業があれば、マスタープラン策定と同様に扱い、戦略的環境アセスメントを適用すべきである。 理由：ミャンマーの「電力計画プログラム形成準備調査」では、このプロジェクトの支援の下、「電力マスタープラン」（案）が作られたとある。電力マスタープラン策定事業であれば、上記同様カテゴリAのプロジェクトの案件が形成される可能性が高く、情報公開した上で環境社会影響の回避と最小化に努めるよう支援する必要がある。
72	②対象事業、情報公開	2.2「協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否」	4. コモンアプローチの在り方については、引き続き他の機関の動向を注視すること。	黒木委員	A) 「他の機関」がどの機関を想定されているのか例示して頂きたい。 理想的にはバイラテラルのドナーと世銀のコモンアプローチの事例を参照すべきだが、バイラテラルのドナーの場合は情報公開量が少ないため、JICA側からその事例について共有頂きたい。 B) WBとの協調融資案件でのコモンアプローチとなった場合、WBのESFとJICAGLには主に手続き上でギャップがあるが、その場合はどのようにコモンアプローチを適用する予定かご説明頂きたい。（例として、カテゴリA案件のEIAの120日公開、ESCP、SEP、LMP、ERP作成、労働者向けの苦情処理メカニズム（GRM）、環境社会モニタリング結果の公開等が手続き上のギャップと考えられる）
73	②対象事業、情報公開			持田委員	助言4～6：助言に異論ありません。
74	②対象事業、情報公開			村山委員	P8 現行のGLにはコモンアプローチの考え方が含まれていないため、概念をGLに明記すること。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出委員名	意見
75	②対象事業、情報公開		5. 協調融資などを行う際には、異なる機関の手続きが借入人の負担増とならないよう留意し、JICA GL遵守を確保しつつ、部分的に共通化できることから取り組んでいくことが適当。例えば、プロセス面においては、備上するコンサルタンの共通化やレンダー間ミーティングの早期実施等を導入することにより、手続きの重複を可能な限りなくすことが考えられる。	黒木委員	A) 制度のみならず、技術的な点についても他機関と細かいギャップがあることから、本当にコモンアプローチを取り入れるのであれば、調査や分析手法などの技術的なものについても共通化が必要である。 B) 協調融資の際には、一般的には貸し手の1機関が環境社会配慮の主担当となるため、JICAの関与が限定的になる可能性がある（例：ADB案件で作成支援したEIAをJICAが審査する。モニタリングもADBが監理し、その後JICAへ共有等）。手続きにかかる話なのでJICA職員以外は詳細を把握していないため、JICAでの協調融資の過去の事例・課題について説明をして頂きたい。
76	②対象事業、情報公開			杉田委員	協調融資の際、複数の機関が規定する諸手続きへの対応によって借入人に必要以上の負担を強いるのは回避すべきで、国際開発金融機関や二国間開発機関は案件具体化を待つことなく普段から環境社会配慮の対象やプロセスの共通化を進めておくことで、迅速な検討を目指すべき。
77	②対象事業、情報公開		6. カテゴリ案件において協調融資を行う場合に、各機関の間で環境社会配慮の内容やプロセスについて異なる点が想定されるが、JICA GLにて求める要件は原則として満たすことが求められる。但し、この点についてJICAからは、JICA GLにて要件を省略する場合には、該当する点を助言委員会に事前に説明するとの表明がなされた。	木口委員 ／ 田辺委員 (NGO3 団体意見 書を委員 としても 提言)	協調融資におけるコモンアプローチ（ガイドライン 1.6） JICAは協調融資においてコモンアプローチを採用する場合であっても、JICAガイドラインを満たしていることを要件とするべきである。 ・JICAガイドラインでは別紙1に示された相手国等に求める要件は原則を記載するにとどまっており、詳細な手続きは、世界銀行のセーフガードポリシーとの乖離を確認することとしてきた。世界銀行やADBのセーフガード政策では、一定の条件に基づいて、協調融資におけるコモンアプローチの採用を可能としているが、これらの国際機関の政策は詳細な要件が含まれているためである。したがって、JICAが協調融資においてコモンアプローチを採用する場合は、その共通化されたアプローチがJICAガイドラインを満たしていることを要件とするべきである。
78	②対象事業、情報公開			黒木委員	A) 左記ではわかりにくいので、具体的にどのような要件が省略される可能性があるのかをご教示頂きたい。
79	②対象事業、情報公開	2.3「環境レビュー前の公開対象のEIA報告書のステータス（ドラフトもしくは承認版）／環境レビュー前の環境許認可証明書の公開の要否／EIA報告書の承認期間／EIA報告書が承認済であったために審査時に追加合意した事項のフォローアップ」	7. カテゴリ案件における環境レビュー前のEIA報告書の公開プロセスが迅速化や協調融資において課題になる旨JICAから表明されたが、相手国政府・他援助機関の制度、迅速化の必要性、ステークホルダーへの周知と関与を踏まえ検討する必要がある。	木口委員 ／ 田辺委員 (NGO3 団体意見 書を委員 としても 提言)	環境社会配慮文書の翻訳版の公開（ガイドライン 3.2.1 (1) 2） JICAが環境レビューにおいて環境社会配慮文書の翻訳版を参照した場合は、翻訳版を公開することを要件とするべきである。 ・現行ガイドラインでは、「相手国等の了解を前提に主要な文書の翻訳版を公開する」と規定されている。しかし、JICAが参照する翻訳版と正本版に齟齬がある状態で環境レビューが実施され、その齟齬が重大な環境社会影響に係る内容であった場合、JICAは当該事業の支援の判断においてリスクを背負うことになる。情報公開をすることによって、翻訳版がより多くのステークホルダーにより精査され、環境レビューの質が上がることのメリットも考慮するべきである。
80	②対象事業、情報公開			黒木委員	A) ドラフトEIA後120日の公開をもってローンアグリーメント（LA）締結条件とする案について、ODA全体の迅速化という点では良いと考えるが、ドラフトEIAの作成期間については、短縮化する事のないように十分な期間・投入コストについて留意頂きたい。 B) ドラフトEIAの定義について、JICAとして質の確保と説明責任という観点から、助言委員会におけるレビュー・助言が行われた上で相手国に提出がなされた改訂版ドラフトEIAを「ドラフトEIA」として認識しているが、その理解でよいか。
81	②対象事業、情報公開			村山委員	助言7、8に関連して、環境レビュー前の環境アセスメント（EIA）報告書の扱いについては、ドラフト版を審査の対象とするかどうかについては、報告書の質の確保が重要と思われる。そのため、当該国においてこれまでに発行されたドラフト版のEIAを精査したうえで、審査に耐えうると判断される場合に限り、ドラフト版も可とする可とも考えられる。
82	②対象事業、情報公開			持田委員	助言7：助言に異論ありません。
83	②対象事業、情報公開			村山委員	P.9 環境レビュー時の確認対象を相手国承認版のEIAを対象とする場合、EIA報告書と環境レビュー結果に乖離が生じる場合に、どのような形で是正の対応を求めるかを明確にしておくこと。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出委員名	意見
84	②対象事業、情報公開			黒木委員	<p>ドラフトEIAはJICAのFSで支援作成するものは助言委員会コメントも反映したものにすか、既に相手国等によって作成されたものがあれば助言コメントを英文で付して公開すべき。ただし、EIA手続きを助言委員会終了まで開始しないということではなくて、ドラフトEIAを120日公開する場合は、既に手続きを開始している場合は、助言を反映した更新版EIAも追って速やかに公開すべき。また、当該案件でLA後に、詳細設計の計画を踏まえてEIAを更新した場合は、EIAの更新版も併せて公開すべき。</p> <p>(再提言)ドラフトEIAの定義(第5回資料意見56)について</p> <p>(1)「ドラフトEIA」とはJICAが準備調査等で支援作成するもの場合は、助言文書を反映したものとすべきである。また、既に相手国等によって作成されたものがあれば、別途助言文書を英文化の上、相手国に提出し、JICAウェブサイト等で公開すべきと考えます。</p> <p>理由は以下の通りです。</p> <p>①通常のJICAが支援する1年程度の準備調査スケジュールの場合、最終的なドラフトEIAは助言委員会の助言文書を反映した上で完成し、相手省庁に提出すべきである。(ドラフトEIA作成完了のタイミングと助言委員会タイミングはほぼ同時期であること。つまり助言委員会開催前にドラフトEIAを相手省庁に出す時期と助言文書反映版を出す時期は大きな差はないものと考えられるため。)</p> <p>②これは、質の高いインフラ投資を踏まえた迅速なODAを推進するにあたって、G7伊勢志摩原則(原則3)において「質の高いインフラ投資は、インフラプロジェクトの社会・環境面での影響について配慮しなければならない」とあり、自然・社会面での質の確保や合意形成のための十分な期間の確保、それを踏まえた助言文書をドラフトEIAに反映する事はこの原則に従った対応を行うためである。</p> <p>③また、既に承認EIAがある場合、助言文書に基づく対応事項を英文化し、JICA側から相手国へ追加提出の上、JICAウェブサイト上等で公開すること。このような対応により、現地担当者の異動等による引継ぎ漏れや、その後のコンサルタント・コントラクターとの契約などの書類から漏れて助言文書の対応事項が十分反映されなくなる事を防止するためである。</p> <p>なお、冒頭に記載したとおり、相手国EIAが既に存在する場合は、助言文書を英文で公文書として発行した日から、承認EIAまたはドラフトEIAとして120日間の公開が開始されるべきである。また、この助言文書を付した文書は、工事実施段階にも確実に関係者間で引き継げる公文書として保管すべきである。</p> <p>(2)なお、ドラフトEIAを120日公開するルールについて、既に現地でのEIA承認手続きを開始している場合でも、上記G7伊勢志摩原則に基づき助言文書を反映した更新版ドラフトEIA、または補足EIAレポートの速やかな公開を待って120日間のカウントを行うべきと考える。</p> <p>(3)また、当該案件でLA後に、詳細設計の計画を踏まえて既提出のEIAを更新した場合は、EIAの更新版も併せて速やかに公開すると良いと考える(同様にRAPをLA後に更新した場合は公開されることが望ましいと考える)。</p>
85	②対象事業、情報公開		8. 公開するEIA報告書は、他援助機関における取り扱いや公開される情報の質、十分な情報提供期間の確保といった観点を踏まえ、承認担当省庁提出版(ドラフト)を許容する意見があった一方で、承認版を原則とし提出版(ドラフト)は条件を付したうえで限定的な扱いとすべきとの意見があった。また、EIA報告書の許認可は相手国の判断によることから、JICAの意思決定とは区別すべきとの意見があった。	石田委員	<p>1. カテゴリーA案件について公開する環境アセスメント(EIA)報告書は、原則、承認版ではなく、ドラフト版で対応するように改善すべきと考える。つまり、EIA報告書のドラフト版をもって、環境レビューを開始するとともに、公開期間の起算点をEIA報告書のドラフト版公開日とするべきと考える。なぜならば、相手国政府のニーズに応えるとともに、開発効果の早期発現を実現するため、環境社会配慮に支障が出ない範囲で、支援の迅速化に取り組むことは、大変重要な論点であり、従来、日本政府・JICAは制度改善に取り組んできている。また、世界銀行やアジア開発銀行(ADB)も原則ドラフト版で対応していることを踏まえると、ドラフト版での対応は、環境社会配慮に支障が出ない範囲であるというグローバルスタンダードに沿った対応であると考えられる。</p>
86	②対象事業、情報公開			杉本委員	<p>国際的潮流に合わせて、GHG排出量等の影響をより評価対象として検討すべき一方、環境への影響が少ない事業を迅速に進められるよう、EIA報告書の公開段階及び期間をより柔軟に判断する余地はある。世銀とADBは、それぞれHigh Risk及びSubstantial Risk案件、カテゴリーA案件について、EIA報告書のドラフト段階での公開を可としている。また、ADBは、環境、先住民、住民移転のそれぞれでカテゴリー評価しており、環境がカテゴリーAでなければ120日ルールは適用されない。</p> <p>またJICAの現GLでは、相手国の環境当局による承認済みEIA報告書を公開してから環境レビューを行うことが求められているため、審査時に追加留意等が必要となる。この場合、国内手続きでEIA報告書の修正が行われた後での措置追加は、望ましい対策形成に当たっては必ずしも有効でない場合もあり得るところ。</p> <p>このようにカテゴリーとそれに基づく措置の決定やタイミングについては、事業の効率性の向上及びよりの確かな対策の検討・調整を考慮した検討は可能だと考えられる。</p>
87	②対象事業、情報公開			鈴木委員	<p>(2) カテゴリーA案件については、ドラフト段階の環境アセスメント報告書に対してJICAとしてコメントすることが基本的に望ましい。従って、事業者による環境アセスメント報告書の公開はドラフト段階で行うことが好ましい。ただし、Appraisalは、最終報告書を踏まえて行われる必要がある。【助言8】</p>
88	②対象事業、情報公開			持田委員	<p>助言8~10:上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。※「上述の視点」とは全体に分類の持田委員ご意見(事務局追記)</p>
89	②対象事業、情報公開		9. 公開期間の柔軟化については、特に協調融資の場合、他援助機関のルールとの齟齬により、迅速な案件形成の障害となるのであれば、柔軟に対応すべきとの意見がある一方で、ADBや世界銀行がカテゴリーA案件の公開期間を120日で運用していることから、現状を保つべきとの意見もあった。	石田委員	<p>2. 他援助機関や開発金融機関との協調融資において、各機関のルールとの齟齬により、迅速な案件形成の障害となる場合、EIA報告書等の公開期間は柔軟化すべきと考える。世界銀行やADBは、JICAと同様に公開期間120日で運用しているため、上述のとおり、ドラフト版で対応するように改善した場合、円借款において、公開期間ルールにより、大きな齟齬が生じることは想定されない。他方、世界銀行グループの一員である国際金融公社(IFC)は、公開期間60日で運用しているため、JICA海外投資においては、大きな齟齬が生じる。ソブリン案件とノンソブリン案件では、案件形成スピードは異なり、事業の性質、及びグローバルスタンダードに沿った運用を行うべきと考える。</p>

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
90	②対象事業、情報公開			木口委員 ／田辺委員 (NGO3 団体意見 書を委員 としても 提言)	環境アセスメント報告書のドラフト公開と公開期間（ガイドライン3.2.1(1)2） JICAの環境レビューは、環境アセスメント報告書のドラフト版を受け取った段階で開始することを可能にするが、環境アセスメント報告書の承認版及び環境許認可証明書を合意文書締結120日前までに公開する規定は維持するべきである。なお、ドラフト版に基づいて環境レビューを開始した場合は、ドラフト版を速やかに公開するべきである。 ・国際金融機関と異なり、JICAはこれまでもホスト国の環境社会配慮制度を尊重するプロセスを採用してきた。したがって、環境アセスメント報告書の承認版と環境許認可証明書に基づいた環境レビュープロセスは維持するべきである。
91	②対象事業、情報公開			鈴木委員	(3) EIA報告書の公開日数については、JICA GLの基本方針に示される「迅速性」との考え方に照らして、柔軟な対応を考慮することが適切と考えられる。[助言9]
92	②対象事業、情報公開			木口委員 田辺委員	<P10>「協調融資先と（EIAの）公開期間を合致させる選択肢を取ることを可能とする」とあるが、途上国の金融機関との協調融資の場合は、公開期間が極めて短くなる可能性があることから、この選択肢は日本が出資する国際金融機関（MDBs）との協調融資に限定すること。
93	②対象事業、情報公開			木口委員 田辺委員	<P10>海外投融資におけるEIAの公開期間を最低60日にするとあるが、海外投融資だけを短縮する具体的な必要性が不明（少なくともレビュー調査ではそのニーズが確認できていない）であるため、短縮化を行わないこと。アジア開発銀行（ADB）は民間セクターへの支援も公的セクターへの支援と同様のEIA公開期間を確保している。なお、国際金融公社（IFC）等との協調融資を行う場合は、上記コメントの通り、公開期間の合致の選択肢が可能であると理解する。
94	②対象事業、情報公開	2.4「モニタリング結果の公開」	10. モニタリング結果の公開については、1) 公開を要件とするべきという意見、2) 原則的には公開とし、公開に合意しない実施機関については合理的な理由を明確に示すことを求める等の対応をすべきという意見、3) 相手国に公開を強要すべきではなく、前向きに促進できるような方策をJICAが引き続き行うべきという意見があった。また、公開に合意しない場合でも、少なくともJICAがモニタリング報告書を受領した時期や種類等を記録として公開すべきとの意見があった。	木口委員 ／田辺委員 (NGO3 団体意見 書を委員 としても 提言)	JICAによるモニタリング確認結果の公開（ガイドライン3.2.2.7） カテゴリAのプロジェクトと環境社会配慮委員会で議論の行われたカテゴリBのプロジェクトについて、相手国等から入手した環境社会モニタリング報告書の公開を要件とするべきである。 ・現行ガイドラインでは、「相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開する。また第三者等から請求があった場合は、相手国等の了解を前提に公開する」と規定されているが、この内容では、現地でプロジェクト実施者によるモニタリング結果が公開されていない場合、プロジェクト実施中の環境社会影響の状況について、何も情報が公開されないことになる。 事例：マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業 — モニタリング報告書が公開されておらず、現地ステークホルダーから補償の支払いや生計回復が不十分であると指摘されているにもかかわらず、補償や生計回復の実施率が公開されない状況が続いている。 ・ADBでは環境・社会モニタリング報告書の公開を借入人等の要件としている。
95	②対象事業、情報公開			黒木委員	A) 公開についての方針は、左記2) または3) でよいと考える。 なお、モニタリング報告書の開示にあたっては、的確な実施や報告書の作り込みという問題もある。コントラクター、PMU等の政府側の経験・能力やコンサルタントの投入量（MM）に左右されるケースが多いため、実際はこの点が担保されるべきと考える。このため実施段階の環境社会配慮団員のMMが確保されるように相手国政府としっかりと合意すべきである。 B) ここではモニタリング結果の公開にフォーカスされているが、モニタリング結果の受領プロセスにも課題があると思われることから、JICAがモニタリング結果を受領するプロセスについて明確にして頂きたい。
96	②対象事業、情報公開			鈴木委員	(4) ①事後のモニタリングについては、供用開始後半年ごとに2年後まで行うよう借入人に求めることとしているが、道路等のプロジェクトの場合には、供用開始後10年程度してから環境影響が最大化する可能性がある。プロジェクトの性格に応じて、より長期間のモニタリングが必要である。その場合、JICAがモニタリングを実施できるような規定を検討することが望ましい。なお、必ずしも半年ごとのモニタリングは必要ない場合も多いと考えられるので、モニタリングのタイミングについても見直すことが期待される。 ②モニタリング結果は原則として公開すべきである。公開できない場合には、その理由を付して公開できない旨を公表すべきである。[助言10]
97	②対象事業、情報公開			村山委員	助言10に関連して、事業のアカウントビリティ確保の観点から、モニタリング結果は原則公開とし、相手国と合意できない場合は合理的な理由を求め、その結果を公表することが求められる。
98	②対象事業、情報公開			木口委員 田辺委員	<P11>モニタリングレポートの公開について、「相手国への影響の大きい事項について、相手国の了解なしに要件として追加することは難しい」とあるが、アジア開発銀行（ADB）が一律公開としている中で、難しいとする根拠が不明である。逆に実際に環境社会影響が生じている案件でも相手国がモニタリングレポートの公開を拒否していることで、JICAによる説明責任が十分果たせていない（マタバリ石炭火力における補償の実行率等）。したがって、モニタリングレポートの公開を要件とすること。また、非公開の場合の理由の確認についても、実際に確認が行われている案件があることから、特段の問題はないと思われる。
99	②対象事業、情報公開			村山委員	田辺委員からも発言があったように、ADBはモニタリング結果を公開対象にしていることを説明に加えること。また、運用として相手国からJICAへの報告状況、非公開の理由を公開すること。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
<b>【テーマ③国際基準、審査方法】</b>					
100	③国際基準、審査方法	3.1 世銀のESFのうち、世銀が満たすべき要件を示す Environmental and Social Policyで規定されたカテゴリ分類 (High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk) の参照の要否	1. カテゴリ分類段階で世界銀行が考慮すべき項目として追加した各国政府の環境社会管理能力やガバナンスに関するリスクについては、世界銀行のリスク分類結果等を環境社会配慮プロセスにおいて参照することは有益と認識するものの、個別プロジェクトにとどまらない国全体に対する評価が要求され、現行のカテゴリ分類に代えて世界銀行と同等のリスク分類手法を導入するには評価体制の構築を含めて実現可能性に課題がある。 現行のカテゴリ分類を維持する場合に、ドナー間の評価手法の相違に伴う調整は一定程度生じる可能性があるが、それ以外の課題はこれまでの運用においても特段認められず、現行のカテゴリ分類をあえて変更する意義は見いだせない。環境社会管理能力やガバナンスに伴う環境社会配慮上のリスクは、個別プロジェクトに対する環境レビュー過程において考慮していくことで対応可能と考えられる。	木口委員 ／田辺委員 (NGO3 団体意見 書を委員 としても 提言)	カテゴリ分類 (ガイドライン 2.2.2～5) カテゴリ分類については、現行の A、B、C、FI を維持するべきである。 ・世界銀行はリスクに応じて4つのカテゴリ分類を新たに採用しているが、各カテゴリの定義、各カテゴリにおける要件の違いが不明確である。
101	③国際基準、審査方法			黒木委員	A) 現状のカテゴリ分類で十分と考える。 移転者数、重要な自然地域の有無、我が国の第一種事業等をクライテリアとしているのであれば、FAQで具体的な回答をするレベルでよいと考える。 B) また、現状のカテゴリ分類で充分と考える理由として、国別リスク評価はあまり現実的でなく困難であると考えられる。協調融資等の場合等は、カテゴリ分類が異なると手戻り等が発生する。 C) 住民移転が理由のカテゴリ分類の条件は物理的住民移転対象者数となっていると理解しているが、今後も物理的住民移転対象者数だけでカテゴリ分類をするのか諮問委員会で議論すべきである。例えば、物理的住民移転の影響はない、または少ないが、大規模な農地等の生計手段に關係する用地取得が発生する案件や、都市部の案件で物理的住民移転は少ないが、経済的住民移転(Economic displacement)として多くの正規・非正規の商店のみが影響を受ける場合は、その影響が小さいとは考えられない。
102	③国際基準、審査方法			鈴木委員	(1) 環境影響のカテゴリについては、当面は現行カテゴリを維持することとし、世銀、IFC等の運用状況を踏まえ、必要に応じ見直しを検討することが適切。 [助言1]
103	③国際基準、審査方法			村山委員	助言1に関連して、世銀ESSにおけるカテゴリ分類の評価軸に対象事業だけでなく、相手国の環境社会管理能力やガバナンスの側面も含まれていることから、これまでのカテゴリ分類との整合性やJICAにおける実施体制も考慮すると、現状の分類を維持することが望ましい。ただし、協調融資等で議論が想定される実施機関との間のカテゴリ分類との整合性を予め検討しておく必要がある。
104	③国際基準、審査方法			持田委員	助言1～4：助言に異論ありません。
105	③国際基準、審査方法			村山委員	p.11 世銀との協調融資の際、カテゴリ分類の整合性をどのように扱うかについて、現行のFAQに相当する文書で扱うこと。
106	③国際基準、審査方法	3.2 相手国に求める要件について、世銀ESSとの乖離がないことの確認の要否  3.3 民間連携事業（海外投融資、協力準備調査（PPPインフラ事業））では、出融資先に求める要件について、IFC PSとの乖離がないことの確認の要否	2. 現行のJICA環境社会配慮ガイドライン（以下、「JICA GL」）の「プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する」旨の規定はIFCを含めた世界銀行グループを対象にしたものと解釈し、世界銀行のESSとIFC PSのどちらかを状況に応じ適用していくことが適切と考えられる。世界銀行ESSやIFC PSの要件をJICA GLにおいても一律に適用するのではなく、ESSやPSの狙いを踏まえて同等の環境社会配慮の質を確保できる方法をJICAとして柔軟に検討・採用することが肝要である。 なお、JICA GLに必ずしも反映するものではないが、現行JICA GLにおいてもベンチマークとして他の国際機関が定めた基準等を参照しているところ、今後の更なる連携の多様化を想定してベンチマーク参照先について一定の考え方を整理することも有益。	黒木委員	A) IFC等の国際機関の基準は、一般的な基準しかないので、現場の状況と適合するような基準ではないこともある。例えば、航空機騒音の基準はIFCにはないため、例えば日本の基準を採用する場合もある。国際機関のみならずその他準用すべき基準についてもFAQやカテゴリ執筆要領の中で追記すべきである。
107	③国際基準、審査方法			杉田委員	助言に記載されている通り、相手国に求める要件については、JICA GLとして、世銀のEnvironmental Social Standard (ESS) とIFCのPerformance Standard (PS) の双方を基準に乖離がないことを規定するのではなく、それらの趣旨を十分に咀嚼した上で、同程度の環境社会配慮の質を担保した形で柔軟に対応すべきものとする。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
108	③国際基準、審査方法	3.4 エンジニアリングサービス (E/S) 借款供与時の環境レビュー実施の要否	3. E/S借款は本体借款に先行して調査設計業務を行うことが主であるため、通常E/S借款期間中に環境や社会への望ましくない影響が発生することは想定されない。他方、実際にE/S借款期間中に環境や社会への望ましくない影響が発生している事例が例外的に生じている。従ってE/S借款期間中に用地取得等の実施が予定される場合には、E/S借款期間中に発生し得る環境や社会への望ましくない影響について、JICA GL別紙1の要件が満たされるよう、JICA GLへの何らかの記載を検討すべきである。	木口委員 ／田辺委員 (NGO3 団体意見 書を委員 としても 提言)	エンジニアリング・サービス (E/S) 借款の環境レビュー (ガイドライン3.2.1 (5) 2) エンジニアリング・サービス (E/S) 借款供与中に環境社会面の影響や地域住民への被害が発生する場合には、環境レビュー及びモニタリングを省略すべきではない。 ・現行ガイドラインでは、「当該エンジニアリング・サービス借款の中で又は並行して、必要な環境社会配慮調査を実施する場合には、プロジェクト本体に対する円借款の供与にかかる環境レビューにおいて、環境社会配慮上の要件を満たすことを確認することを可とする」と規定されているため、E/S借款供与中に環境社会面の影響や地域住民への被害がすでに発生し、環境社会配慮上の要件を満たしていない場合でも、JICAがE/S借款の貸付実行を継続し、適切な環境社会配慮が行われなまま、プロジェクトが進められている。 事例：インドラマユ石炭火力発電事業 — 社会的合意の欠如、環境アセスメント報告書や環境許認可証明書の違法性、用地取得における適切な手続きの不備、プロジェクトに反対する住民への弾圧・人権侵害など、「環境社会配慮上の要件を満たしていない」というさまざまな指摘が住民・NGOからなされているにもかかわらず、また、用地取得等による生計手段の喪失など、すでに住民が実害を被っているにもかかわらず、JICAは「本体借款に係るインドネシア政府からの正式要請が依然なされていない」ことを理由に、「正式要請後の本体借款にかかる環境レビューにおいて、詳細を確認する」とし、E/S借款の貸付実行を続けている。結果として、JICAは、環境社会面の問題をより早期に解決・改善するためにとれるはずの適切な対応をとることもなく、問題解決の図られない状況のまま、プロジェクトが進捗している。
109	③国際基準、審査方法			黒木委員	A) EIAは完了しているが、現地側の不可分一体事業の用地取得を現地側で開始してしまった事例と想像されるため、単なるルール違反の問題と考える。 B) 用地取得の一般的な法的手続きは、法的な権者・一般市民への通知の発行 (Notice等)、不服申立受付、測量、法的な所有権の移行、実際の支払いなどを終るため時間がかかるプロセスである。そのため相手国に誤解がないように、例えば、法的な所有権の移行、支払手続き、物理的移転を禁じるなど具体的に要件を明確にすべきである。
110	③国際基準、審査方法			木口委員 田辺委員	<P12>エンジニアリング・サービス (E/S) 借款について、「例外的に (環境社会影響が) 発生することが予見される場合は、当該影響についてE/S借款供与前に環境レビューを行う」とあるが、供与前に予見されなかったにもかかわらず実際に影響が発生した場合の対処方針が示されていないことが課題である。したがって、予見されるか否かにかかわらず、例外的にE/S借款期間中に発生する環境社会影響については、ガイドライン別紙1の要件が満たされるようにすること。
111	③国際基準、審査方法			村山委員	p.12 E/S借款の定義から、この事業を対象に「 (環境社会影響が) 例外的に発生することが予見される場合」をルール化することは難しいように思われる。むしろ、E/S借款に限らず、各事業で想定外の環境社会影響が生じた場合あるいは生じる恐れがある場合に、適切な緩和措置を取ることを、GLに項目として加えることも考えられる。
112	③国際基準、審査方法	3.5 世銀ESS 9 Financial Intermediaries事業に求められるリスクに応じた要件の適用やESMSの構築の参照の要否	4. FI事業におけるカテゴリCのサブプロジェクトに対し国内法のみ遵守といった現行JICA GL条項の更なる要件緩和は相手国のオーナーシップ向上等に一定の効果はあるもの必ずしも強い必要性は認められず、FI事業に対する現行JICA GL3.2.1(4)の規定を維持していくことが適切と考えられる。また、特に国内法のみ遵守を求める場合を中心に、FI事業における個別サブプロジェクトの環境社会配慮に関する意思決定の透明性が必要との意見が一部の委員からあった。 ただし、FI事業におけるカテゴリBのサブプロジェクトにかかる対応が明確に記載されていないことから、JICA GL別紙1に沿った配慮をFIに求める旨明記することが必要であり、また、カテゴリCのサブプロジェクトについては、3.2.1(3)のカテゴリCプロジェクトと同様に環境レビューは省略されることを、JICA GLに明記すべき。	木口委員 ／田辺委員 (NGO3 団体意見 書を委員 としても 提言)	カテゴリFI及び環境社会配慮フレームワーク (ガイドライン3.2.1 (4) 3) カテゴリA相当のサブプロジェクトについては、現行ガイドライン通り、JICAの環境レビューと情報公開は維持するべきである。 ・現行ガイドラインでは、JICAの融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない場合はカテゴリFIに分類される。JICAは融資承諾前に金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力 (環境社会配慮フレームワーク) を確認するが、融資承諾後にカテゴリA相当のサブプロジェクトが含まれることが見込まれる場合は、JICAが環境レビュー及び情報公開を行うことになっている。融資承諾前の環境社会配慮フレームワークの確認のみでは融資機関側のリスクを高めることになり、そのようなアプローチは採用するべきではない。
113	③国際基準、審査方法			黒木委員	A) IFCではFI案件の課題が多く出ている。JICAにおけるFI案件のモニタリング方法 (FIによる審査結果報告、モニタリング結果の受領) などの事例をご説明頂きたい。
114	③国際基準、審査方法			鈴木委員	(2) 金融仲介者 (Financial Intermediaries:FI) による事業については、現行ガイドラインの規定を適用することが適切。その場合、FIが支援する中小規模の事業の集積的影響の評価方法を明確化しておくことが望ましい。 [助言4]

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
<b>【テーマ④環境影響評価、代替案検討】</b>					
115	④環境影響評価、 代替案検討	4.1 ESS1環境社会影響評価 報告書の作成、環境社会履 行計画に関する参照  4.2 ESS 1 Annex1環境社会 影響評価書 (ESIA) の構 成要素に関する参照	1. 世界銀行ESF、特に環境社会履行計画 (Environmental and Social Commitment Plan: ESCP) の運用等に係る動向については、情報収 集を行うこと。	持田委員	助言1：助言に異論ありません。
116	④環境影響評価、 代替案検討		2. ESCPについては、環境社会配慮のための全体の実施体制、能力強 化支援や、その実施体制や進捗状況などが一覧で確認できるという 利点はあるものの、世界銀行が導入して間もないため、運用実態 (効果と相手国側にかかる負担) が現時点では不明であり、JICAの 既存の運用で代替できる文書があれば活用した方がいいという意見 があった。他方、さらなる環境社会配慮の向上に資する側面がある ことを念頭に、JICAが既存の方法を見直して、環境社会配慮(環境モ ニタリング、環境管理計画、住民移転計画)の進捗管理の能力強化と 向上について「見える化」する工夫をすべきではないかという意見 もあった。また、案件進捗監視と環境社会配慮向上に関し、実施機 関や相手国政府の能力向上のためのJICA支援を引き続き積極的に実 施すべきだと意見もあった。	黒木委員	A) ESCPの利点は、最新の環境社会配慮の要件が1冊になっているため、実施機関・ドナーにとって確認しやすく、特に実施機関の 引継ぎミスの削減、またアップデートが必要なため定期的なモニタリングの向上が見込めると理解している。特に、実施機関は担当 者が定期的な異動となり、環境社会配慮の引継ぎが十分にされていないケースがある。そこで、現行の運用を継続する場合、従来案 件審査時に締結する相手国との合意記録で整理した内容についてJICA側でESCPと同等の文書を作成することの可否についてご説明頂 きたい。 B) JICAのローンアグリーメント後の案件監視は強化されていると理解しているが、全体を把握するためにモニタリング対象案件数、 監視ミッション派遣数、実施機関の環境社会配慮の能力強化を目的とした案件数等の実績についてJICAより説明頂けると、今後のモ ニタリングにかかる見直しについても検討しやすい。
117	④環境影響評価、 代替案検討			持田委員	助言2：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。※「上述の視点」とは全体に分類の持田委員ご意見 (事務局追記)
118	④環境影響評価、 代替案検討		3. 世界銀行ESS1Annex 1.に記載されている(a)~(j)の各種アセスメント 手法について、環境社会配慮ガイドライン (以下、「JICA GL」) との関係を整理し、必要に応じて改定のための検討課題に加えるこ と。	持田委員	助言3~5：助言に異論ありません。
119	④環境影響評価、 代替案検討	4.3 ESS1相手国等の環境社会 配慮フレームワーク活用 に関する参照	4. 自国の環境社会配慮を力強く運用したいという途上国は増えている。 JICA GLの基本的事項1.4環境社会配慮の基本方針に記載にある 通り、「プロジェクトの環境社会配慮についての責任は相手国にあ ることを前提」に、途上国側が、最終的には自国のフレーム枠を 使って、より高い水準の環境社会配慮を実施できるための能力と経 験を獲得できるように、JICA側は支援姿勢を堅持しないし発展させる べき。	黒木委員	A) 相手国でのEIA制度・実務レベルの向上が長期的な解決策になると考えられるため、JICAによる相手国の環境社会配慮に関する支 援体制 (技プロ・専門家派遣等の予定) の実績及び今後の対応方針についてもご教示願いたい。
120	④環境影響評価、 代替案検討			村山委員	助言4、5に関連して、環境社会配慮の質を確保する意味で、協力準備調査やEIA、住民移転計画 (RAP) の作成においてこれまで実施 してきた相手国支援の姿勢を維持しつつ、相手国の能力向上や技術移転に資する取り組みにも配慮すべきと思われる。
121	④環境影響評価、 代替案検討		5. 相手国等の環境社会配慮フレームワークを活用する場合には、 JICA GLで求められる内容との比較検討を行ったうえで、必要な支援 を講じるような枠組みを検討すること。	鈴木委員	(1) 相手国の環境社会配慮を的確に実施するためには、多くの場合、相手国 (政府) の人材育成、特に環境科学等に関する人材の 育成が不可欠な場合が多い。世銀プロジェクトなどと同様に、JICAプロジェクトにおいても、相手国における人材育成コンポーネ ントを明確に組み込み、その旨及び内容をJICA GLにも記載することが強く望まれる。 [助言5関連]
122	④環境影響評価、 代替案検討	4.4 ESS1不可分一体事業、 派生的二次的影響、累積的 影響に係る定義の参照	6. 不可分一体事業について、相手国がJICA GLの水準を満たしていない 場合には、同水準の確保を最大限、働きかけること。ESS1との間 で理解方法に若干の違いはあるものの、その違いを認識しつつ、環 境社会配慮の国際的な水準向上と遵守に貢献すべき。	黒木委員	A) 不可分一体性は非常にわかりにくい概念のため、JICA案件での不可分一体の事例とその課題について、具体的に説明頂きたい。 B) 現地側に働きかける場合は、コンサルタントを通じた働きかけではなく、正式にJICA職員により現地政府に働きかけることが適当 で、また効果的と考える。
123	④環境影響評価、 代替案検討			村山委員	助言6、7に関連して、不可分一体事業については、現状のようにFAQのみに示すのではなく、基本的な考え方をガイドライン本体に 含めることが求められる
124	④環境影響評価、 代替案検討			持田委員	助言6~8：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。※「上述の視点」とは全体に分類の持田委員ご意見 (事務局追記)
125	④環境影響評価、 代替案検討		7. 不可分一体事業の定義についてはJICA GLの運用見直しで作成され たFAQの内容が具体的であり、JICA GLに盛り込むことを検討すべ き。どこまで盛り込むのかは議論が必要である。	黒木委員	A) 不可分一体事業については、その事業が同一の事業者でない場合や計画の熟度が必ずしも一致していない場合がある。このため、不 可分一体事業のEIA作成については、必ずしもFS時でなくDD時も活用して対応するなど柔軟な対応が求められる。



環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
126	④環境影響評価、 代替案検討		8. 不可分一体事業の影響、派生的二次的影響、累積的影響等は対象事業単体のみでは見過ごす可能性があるため、これらの環境社会面の影響について多くの委員から懸念する旨の声があった。このことの重要性に鑑みると、JICA GLでは、直接、間接（派生的二次的）、累積的影響を現実的・合理的・包括的に配慮することを検討すべき。	黒木委員	A) 間接的、累積的な影響を分析する場合は、境界条件ならびに累積影響を発生させる事業の詳細なデータが必要となる。それらの現状や計画について必ずしもFS段階で精緻化されていない場合は、累積分析は不可能となるため、必要に応じて可能なものだけとすることが望ましい。あくまでもその時点で合理的と考えられる範囲で行われるべきである。 B) 第2回諮問委員会にて派生的・累積的影響の事例として、道路を整備したら周辺に住宅地ができて廃棄物が増えるというものが例示されたが、事業の管理者が異なることから実質緩和策も管理も不可能である。従って、影響は別途示唆する程度で具体的な予測や緩和策検討まで対象事業のアセスで担保する事はできないため、境界条件は必要である。
127	④環境影響評価、 代替案検討			鈴木委員	(2) 累積的影響 (collective impacts) の取り扱いについては、今後ますます重要な論点になっていくと考えられるため、JICAプロジェクトに際しての累積的影響の考え方について、何らかの形で明示しておくことが、その後の異議申し立てを避けるためにも大変重要と考えられる。 [助言8]
128	④環境影響評価、 代替案検討			日比委員	FAQでは二次的影響として「例えば、生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスにプロジェクトが与える間接的な影響などは派生的・二次的影響として考察されるべき」とあるものの、実際生物多様性（含む生態系サービス）への派生的・二次的影響が十分評価された例はあったか？例えば、道路建設・改善事業において、広域的な交通アクセスが向上することで、事業対象地に隣接しない地域の生態系や保護区における生態系の劣化・破壊を受ける可能性は高い（先行研究でも多く指摘されている）が、これまで十分取り上げられて来なかったのではないかと。生態系・生物多様性の影響評価・配慮を考える上で、方法論含めて具体的に検討すべき
129	④環境影響評価、 代替案検討			日比委員	累積的影響の最たるもののひとつとして、気候変動（GHGの排出）が挙げられるのではないかと。事業単体からの排出のみが地球規模の影響をもたらすことはあり得ず、気候変動影響の評価は、累積的影響として捉える必要がある。その際には、累積的影響がリニアではなく、ある閾値を超えた時点で甚大な不可逆的な影響を引き起こす可能性があることにも留意
130	④環境影響評価、 代替案検討			村山委員	p.14 現行のFAQのようにGLに付随する文書で扱う場合は、当該文書の位置づけをGLで明記することを前提とすること。
131	④環境影響評価、 代替案検討	4.5 環境社会配慮関連の費用便益の定量化対象及びその手法について	9. 費用便益の定量化対象及びその手法については、影響が大きく定量化できる指標あるいは定量化する意味のある指標については、代替案分析等でこれまで通り検討することを基本とすること。その場合、インフラセクター毎の便益を標準化（統一）することが望ましい。	黒木委員	A) 定量化に当たっては、便益の想定が課題。標準化するのであれば、インフラセクター毎の標準的な便益項目を規定して頂きたい。代替案のケース毎の分析によっては項目が多ければ多いほど、その手間やコストは多くなる。 B) 仮想的な価値を出しても、それを項目間比較または累積的数字として積み上げて良いかという問題もある。 C) GLで記載する事項ではないが、代替案は考えだすとキリがないため、オプションの数、または代替案を設定する地点数など指示書で目安を記載して頂くか、妥当な件数や地点数についてカテB執筆要領などで例示頂きたい。
132	④環境影響評価、 代替案検討			日比委員	気候変動影響については、排出量・排出削減量を推計し、カーボンの取引価格などを活用することで、経済的に費用・便益を定量化することが可能であり（世銀やADBでも導入済み）、見直しを機に導入すべき
133	④環境影響評価、 代替案検討			持田委員	助言9～13：助言に異論ありません。
134	④環境影響評価、 代替案検討			日比委員	(助言9、10) について 【JICA方針（案）概要（日比まとめ）】 GHG排出量は、大型案件においてはGL理念にある外部費用の内部化を念頭に費用・便益として定量化の対象としている。また“インフラセクター毎の標準的な便益項目”はすでに内部マニュアルとして整備済 【日比意見・質問等】 ⑭GHG排出量は、その費用・便益を定量化の対象としているとあるが、これまでの費用・便益の定量化事例を示されたし
135	④環境影響評価、 代替案検討			日比委員	⑮インフラセクター毎の標準的な便益項目はすでに整備済みとあるが、カーボンニュートラルに向かう国際潮流（パリ目）の下では、特に長期的には排出削減「便益」は、どのようなベースラインを取るかで、大きく変わってくる（場合によっては逆に費用となる）ことに留意すべし。また、便益だけでなく費用項目も同等に整備すべき。当該マニュアルについて、開示されたし
136	④環境影響評価、 代替案検討		10. 事前のプロジェクト評価においては、環境社会関連費用・便益の定性的・定量的評価の範囲、費用便益分析結果（EIRR）への影響等、経済効率性と環境社会配慮との調和が理解しやすい費用対効果分析結果の明示が望まれる。	黒木委員	A) 有償と無償事業で費用便益等の考えが異なることと、作業量等も鑑みると、全てをGLに必要事項として記載することは望ましくない。
137	④環境影響評価、 代替案検討	4.6 代替案検討に際し、「プロジェクトを実施しない案」「ゼロオプション」とする考え方は、国際的に認知されている概念ではないので、必ずしもすべての案件で検討するものではないと考えられる。なお、想定される代替案のオプションを幅広くリストアップし比較検討することが重要であることに鑑みると、例えば、特に上流段階から支援を行う場合には、ゼロオプションに該当するような幅広い視点に立った代替案検討を行うこと。	11. 事業目的が達成可能で環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない案を「ゼロオプション」とする考え方は、国際的に認知されている概念ではないので、必ずしもすべての案件で検討するものではないと考えられる。なお、想定される代替案のオプションを幅広くリストアップし比較検討することが重要であることに鑑みると、例えば、特に上流段階から支援を行う場合には、ゼロオプションに該当するような幅広い視点に立った代替案検討を行うこと。	黒木委員	A) 代替案検討には、交通系のプロジェクトの場合①モードの検討、②ルート of the 検討等あり、①はMPで検討すべきことであり、②はFS段階である。段階にあわせた代替案検討を行う必要があることをガイドライン、カテゴリーB執筆要領等に記載頂きたい。 「ゼロオプション」は国内でも特殊な場合と聞いている。FS段階でのゼロオプションの検討は、多大な作業を伴うため現実的に難しく、また先方政府の要請を否定するようであり、代替案の検討には含めない方がよい。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
138	④環境影響評価、 代替案検討			鈴木委員	(3) 世界銀行における without projectの例として、大規模水力発電プロジェクトに際し、ダムを建設しなかった場合の火力発電所を用いた電力供給計画との比較分析を行った事例がある。
139	④環境影響評価、 代替案検討		12. 「プロジェクトを実施しない案」については従来通り代替案検討に含めること。代替案の総合評価基準や最適案選定根拠を明確にするため、評価項目間での現実的な優先順位、重み付け、点数化・定量化など、より客観的で分かり易い工夫が望ましい。	黒木委員	A) 代替案分析については、各コンサルタントやプロジェクトベースで検討して作成しているが、標準的な項目についてJICA側で、カテゴリB執筆要領等で規定する事も必要である。 B) JICAの支援する案件が開始される以前に相手国が既に代替案検討と最適案が国内で合意されている場合は、改めて検討するのではなく報告に留める等にしていただきたい。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
【テーマ⑤人権、ステークホルダー】					
140	⑤人権、ステークホルダー	5.1 人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追記の要否	1. 円滑かつ包摂的な環境・社会配慮レビューを行う上で、国際的人権基準の尊重の理念に基づき社会的に弱い立場にあるものを例示することが望ましく、難民、国内避難民、高齢者、性的指向・性自認に基づく社会的弱者等を環境社会配慮ガイドライン（以下、「JICA GL」）に追加することが考えられるが、本文あるいはFAQのどちらに記載するかは整理が必要。 また、これらの社会的脆弱性の間の複合的・交差的要因による脆弱性にも留意する必要がある。なお、現行のJICA GLでは人権に関する記述がいくつかの項目に分散している傾向にあるため内容を整理した方がよいという意見もあった。	織田委員	(4) (助言1) 「国際的人権基準の尊重の理念に基づき、難民、国内避難民、高齢者、性的指向・性自認に基づく社会的弱者等をJICA GLあるいはFAQにおいて例示することが望ましい。また、複合的・交差的要因による脆弱性にも留意する必要がある。」を支持する。なお世銀では、性的志向・性自認(SOGI: Sexual Orientation and Gender Identity)は、非差別と包摂性という文脈で、性及びジェンダー別少数者(SGMs)を脆弱なグループとしている (Good Practice Note (2019))。
141	⑤人権、ステークホルダー			木口委員 / 田辺委員 (NGO3 団体意見 書を委員 としても 提言)	人権状況の把握方法 (ガイドライン2.5.2) 人権の状況把握にあたり、JICA が協力事業の実施機関のみでなく、「影響住民、学識経験者や人権NGOへの聞き取り」を通じて確認を行なうことが重要である点を明記すべきである。 ・現行ガイドラインでは、「協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握」と規定されているが、表現の自由など基本的人権が脅かされている場合でも、実施機関等からの報告を重視するJICAが基本的人権等の権利が制限されていると認識していないケースが散見される。 事例：ティラワ経済特別区 (SEZ) 開発事業 — 移転住民のなかに、政府当局から「移転・補償合意文書に署名しなければ、家が壊される」と脅された家族もいたこと、また、「土地の補償を求めるなら、裁判所へ行くように。」との説明が政府当局からなされたことが住民から報告されている (異議申立書にも記載されている)。 事例：インドラマユ石炭火力発電事業 — プロジェクトに反対している農民らが「国旗侮辱罪」等の冤罪で収監されるなど、相手国政府による弾圧とも言える深刻な人権侵害が報告されている。 ・個別の協力事業に関連して公権力による弾圧・人権侵害が起きている場合、その人権状況を実施機関や当該国の警察機構に確認しても、往々にして「弾圧・人権侵害はない」と主張することが推測されるため、それだけでは、人権状況の把握方法として不十分である。 ・一党または少数の政党が独裁的な政権運営を行なっている国のうち、SNS上の発言を制限するまたは、政府批判を違法とするセキュリティ関連法があるか否かを事前に十分に把握できておらず、事業実施時に住民が事業に対し自由に発言できるよう特別な配慮がなされていない。
142	⑤人権、ステークホルダー			田辺委員 / 木口委員	項番106 JICAの回答にある通り、政府実施機関等の聞き取りのみでは不十分で、より客観的な実態把握が重要である。しかし、これまで、左記GL2.5の規定に基づき「被影響住民、学識経験者、人権NGOへの聞き取り」が必ずしも行われているとは言えないケースが見られたことから、GL運用にあたり、この重要な視点が抜け落ちないように、GL本文にその旨を明記することが必要であると考え。
143	⑤人権、ステークホルダー			持田委員	助言1：助言に異論ありません。
144	⑤人権、ステークホルダー		2. 特に民間連携事業に対して、ビジネスと人権に関する国連指導原則の遵守や国別行動計画に即した実施がなされるような仕組みを検討する必要があるという意見があった。	黒木委員	A) 民間連携事業 (中小企業支援事業も含む) の全てを対象とするか、海外投融資とするか諮問委員会で協議頂きたい。
145	⑤人権、ステークホルダー			村山委員	助言2に関連して、民間連携事業に対して、ビジネスと人権に関する国連指導原則の遵守や国別行動計画に即して実施されるように求めることを基本事項または民間連携事業に関する項目に含めることが求められる。
146	⑤人権、ステークホルダー			持田委員	助言2～6：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。※「上述の視点」とは全体に分類の持田委員ご意見 (事務局追記)
147	⑤人権、ステークホルダー			村山委員	ビジネスと人権に関する国連指導原則に関する日本政府の国別行動計画 (NAP) に関する扱いについては、FAQに類するカテゴリで扱うことが望ましい。
148	⑤人権、ステークホルダー	5.2 ESS10 ステークホルダーエンゲージメント計画の参照の要否  5.3 ステークホルダー分析の実施	3. ステークホルダーエンゲージメントについては、案件形成の早期の段階でのジェンダー別や社会的脆弱性等の要素を考慮したステークホルダー分析を通じたステークホルダーの特定、ステークホルダーの特性に応じた双方向のコミュニケーション方法の採用、記録作成といった、意味ある参加を担保するための方法論を体系化して整理すべき。	織田委員	(5) ステークホルダー分析におけるジェンダー視点と世帯内分析 現行ガイドラインおよびFAQでは、ステークホルダー分析にあたりジェンダー別に行うとは規定していない。改定に当たり明記する必要がある。なお、世銀ESFでは生計分析にあたり、世帯内でも男女の生計手段が異なる場合や、土地の補償の選好に関する男女の違いがあることから、世帯単位ではなく世帯内の構成員別の調査が重要であることに注意を喚起している (ESS5 p.56)。今後社会経済調査で留意されるべき視点である。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
149	⑤人権、ステークホルダー			織田委員	(6) 意味ある参加・ステークホルダー協議、社会的合意 現行ガイドラインでは、ステークホルダーの意味ある協議への参加を通じての社会的合意形成を重視している。意味ある参加に関する定義はJICAガイドラインでは「双方向のコミュニケーション」のみだが（FAQ）、世銀ESS10ではより詳細なプロセスを示していることから（p.99）、ESS10の記載事項を採用することが有用と考える。なお、参加者の性別統計などの、現行のガイドラインの下で行われている、ステークホルダー協議への女性の参加を保障するための配慮は依然重要である。
150	⑤人権、ステークホルダー			木口委員 ／田辺委員 （NGO3 団体意見 書を委員 としても 提言）	政策に影響のあるマスタープラン策定における現地ステークホルダーとの協議（ガイドライン3.4.） 電力マスタープランや地域の開発マスタープランなど、プロジェクト対象国の政策に大きな影響を長期にわたって与える案件については、カテゴリ分類にかかわらず、また、当該国で戦略的環境アセスメント等で開催が義務付けられていない場合でも、幅広い現地ステークホルダーとの協議を行い、その結果を反映させる。 ・ミャンマーの電力マスタープラン作成を支援した「電力開発計画プログラム形成準備調査」では、幅広い現地ステークホルダーとの協議が行われなかった。その結果、ミャンマーの市民社会が強い懸念を示してきた石炭が将来の電源の3分の1を占めるようなプランが策定されており、関心を有する市民社会の意見が適切に反映されていない。カテゴリAと同様のステークホルダー分析が行われていれば、幅広い参加が確保された可能性がある。世銀では、ミャンマー全国電化計画（Myanmar National Electrification Plan（NEP））に関する協議会（登録制）が、少なくともヤンゴン市内で開催されている。
151	⑤人権、ステークホルダー			田辺委員 ／木口委員	項番113 JICA担当者より「カテゴリ-Bであっても基本的に現地ステークホルダーの協議は行われている」との回答があったが、NGO提言書に記載の通り、例えばミャンマーの「電力開発計画プログラム形成準備調査」（カテゴリ-B）では、少なくとも幅広い市民社会が参加できる形の現地ステークホルダー協議は実施されていなかった。カテゴリ-Bであっても現地ステークホルダー協議の開催を要件として頂きたい。
152	⑤人権、ステークホルダー			木口委員 ／田辺委員 （NGO3 団体意見 書を委員 としても 提言）	現地ステークホルダーとの意味ある協議（ガイドライン2.4.3）／社会的合意に係る協議に関する要件（ガイドライン別紙1社会的合意1） ●現地ステークホルダーとの「意味ある協議」について、「文化的に適切かつ双方向のプロセス（操作、干渉、威圧、差別、脅迫のない状態での協議）」である点を明記するべきである。 ●社会的合意の要件として挙げられている「地域住民等のステークホルダーとの十分な協議」について、「地域住民等のステークホルダーとの文化的に適切かつ双方向（操作、干渉、威圧、差別、脅迫のない状態での）の協議」とより具体的に明記し、要件とするべきである。 ・現行ガイドラインでは、現地ステークホルダーとの協議について、「意味ある協議」や「十分な協議」など協議の在り方に係る規定はあるものの、威圧や脅迫等の下で表現の自由など基本的な人権が脅かされているケースにおいても、JICAが協議の在り方に係る問題を認識していないケースが散見される。 事例：ティラワ経済特別区（SEZ）開発事業－移転対象住民のなかに、政府当局から「移転・補償合意文書に署名しなければ、家が壊される」と脅された世帯もいたこと、また、「土地の補償を求めらるなら、裁判所へ行くように」との説明が政府当局からなされたことが住民から報告されている。事例：インドラマユ石炭火力発電事業－地権者への用地取得に係る説明会に軍関係者が同席したことで、補償価格等について自由な発言をできないと感じた地権者がいたことが報告されている。また、プロジェクトに反対している農民らが「国旗侮辱罪」等の冤罪で収監されるなど、相手国政府による弾圧とも言える深刻な人権侵害が報告されており、事業に対する懸念を自由に発言することを躊躇する住民がでることは否めない。 ・世界銀行 ESS 10 の para 7 及び para 22 では、「意味ある協議」が「文化的に適切な方法」による協議であり、また「双方向のプロセス」としての協議であることが示されており、その具体的な記述として、「操作、干渉、威圧、差別、脅迫のない」協議であることが明記されている。
153	⑤人権、ステークホルダー			木口委員 ／田辺委員 （NGO3 団体意見 書を委員 としても 提言）	ステークホルダーから指摘があった場合の対応（ガイドライン 1.4 重要事項 4） ステークホルダーからプロジェクトの環境社会配慮に関する懸念や要請等を書簡で受け取った場合、JICAによる当該ステークホルダーへの「適切かつ速やか」な回答を要件とするべきである。 現行ガイドラインでは、「ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する」と規定されているが、ステークホルダーからプロジェクトの環境社会配慮に関する懸念や要請等を書簡で受け取っても返信を行っていないケースが散見される。問題の早期解決・改善のためにも、JICAはステークホルダーに適切な方法・様式で、速やかな回答をするべきである。 事例：ティラワ経済特別区（SEZ）開発事業－影響住民グループがJICAに複数回レターを提出し、2014年4月7日にも、4月23～25日の面談を要請したが、JICAは返信をせぬまま、4月23日に区域Aへの出資を決定した。 事例：インドラマユ石炭火力発電事業－影響住民グループが事業の問題を指摘し、事業反対の意と JICAの融資拒否を求める書簡を JICAに3度提出したが、JICAからの返答はなく、住民グループが4回目の書簡を JICAに提出後、初めて、JICA現地事務所が住民グループと面談を行なった。その後、さらに1度、住民グループから書簡が提出されたが、JICAからの返答はなかった。 異議申し立て手続きでは JICAとの事前の対話を異議申し立ての要件としているが、そもそも JICAからの返答がなければ対話は成立しない。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出委員名	意見
154	⑤人権、ステークホルダー			田辺委員/ 木口委員	項番115 JICA担当者より「適切な対応をこれまでも取ってきている」との回答があったが、NGO提言書に記載の通り、適切／速やかに返答が行われていないケースが散見され、現行の記載のままでも適切かつ速やかな対応が行われているとする根拠は提示されていない。GL運用にあたり、この重要な視点が抜け落ちないよう、GL本文にその旨を明記することが必要であると考えます。
155	⑤人権、ステークホルダー			鈴木委員	(1) ステークホルダーコンサルテーションは、異議申し立てを回避するための最も重要な手段であり、意味ある協議 (meaningful consultation) が行われるよう最善の方策がとられるべき。そのような観点からは、現行のJICA GL「2.4 現地ステークホルダーとの協議」は不十分。ステークホルダーの特定方法を含め、より詳細にガイドライン本文に記載するとともに、別紙において意味ある協議方法の事例を示すことが望まれる。また、世界的には、数多くの意味ある協議の事例が集積されているので、別途意味ある協議の優良事例集のようなものを取りまとめると良い。[助言3]
156	⑤人権、ステークホルダー		4. 必ずしも世界銀行のステークホルダーエンゲージメントプラン (SEP) と同様の文書作成を求める必要はないが、例えばSEPを参考に、ステークホルダーエンゲージメントの実行における重要な実施項目をガイドラインの本文やFAQに含めることが考えられる。特に、JICAが協力準備調査で案件形成の支援を行っていない場合、及び、RAPIにSEPの内容を含めることで代用しようとする場合には、SEPと同等の内容を確保することが重要であるとの意見もあった。	黒木委員	A) ステークホルダーの範囲はケースバイケースのため、RAP、EIA、IPP等でステークホルダーエンゲージメント (パブリックコンサルテーション・情報公開を含む) の最低限求められる対象・項目についてGLまたはFAQで例示頂きたい。 B) 案件によっては、ステークホルダーの設定を仕様書で求められている場合もあったので、過去の事例を踏まえてステークホルダーエンゲージメントに関連して求める事項は整理頂きたい。
157	⑤人権、ステークホルダー			鈴木委員	(2) 世銀のステークホルダーエンゲージメントプラン (SEP) と全く同じである必要はないかもしれないが、同様な／類似の内容のプランを作成することをカテゴリ-Aプロジェクトには義務付けるべき。[助言4]
158	⑤人権、ステークホルダー			村山委員	助言4に関連して、世銀のステークホルダーエンゲージメントプラン (SEP) の扱いについては、実質的に同等の内容を確保することし、特に、JICAが協力準備調査で案件形成の支援を行っていない場合や、RAPIにSEPの内容を含めることで代用しようとする場合には、ステークホルダーの範囲や計画の内容を精査することが求められる。
159	⑤人権、ステークホルダー		5. 苦情処理メカニズムの対象は非自発的住民移転対象の人々やコミュニティに限るのではなく、環境影響および非自発的住民移転以外の社会影響に関するステークホルダーも対象としてJICA GLに定めておくべきであり、また、国・地域の状況を踏まえつつ、被影響住民を代表する者あるいは第三者が苦情処理に関与することが望ましい。	黒木委員	A) RAPとEIAで共通した組織とシステムを作ってEIAやRAPドラフト時にパブリックコンサルテーション (PC) で説明、DD時、工事時に説明することを検討すべきである。実施機関内のGRM事務局は共通させると情報がまとまって良いが、GRM下の委員会レベルとなると、RAP (主要関係者：土地省・地方地自体・住民代表等) とEIA (主要関係者：コントラクター・地方自治体・住民代表等) の苦情にかかる関係者が異なるため、工夫していく必要がある。 B) WB ESFでは労働者に対するGRMが求められているので併せて検討が必要と考える。
160	⑤人権、ステークホルダー		6. ステークホルダーの区分については世界銀行ESS 10とJICA GLでは同じことを違う切り分け方或いは異なる表現で示している。そのためESS10におけるproject-affected partiesとother interested partiesの区分については使いやすさ、理解のしやすさの観点からの参照資料とし、必要に応じてJICA GLにおけるステークホルダー区分の定義を再検討すべき。その際は現行のJICA GLにおいて現地ステークホルダーに対し、より手厚いエンゲージメントを求めていることにも注意すべき。	村山委員	助言6に関連して、世銀ESS10にあるステークホルダーにおけるOther interested partiesは、現行ガイドラインにおけるステークホルダーよりもやや広い概念と思われることから、現行ガイドラインにおいてステークホルダーを「現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体」から、事業に関心がある人々まで含めるような表現を検討することが望ましい。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
【テーマ⑥労働、汚染管理、コミュニティ】					
161	⑥労働、汚染管理、コミュニティ	6.1 ESS2労働管理手順、労働安全衛生対策の参照の要否	1. 労務管理や労働者の安全・健康について、世界銀行のESS2に記載されている項目は、JICAと相手国／実施機関が合意する契約一般条項において一部言及があり、実施機関とコントラクター等の契約約款において、Multilateral Development Bank Harmonised Editionの契約約款（General Conditions）を参照する形で一定の対応を求めている。これらの項目を環境社会配慮の範疇とし、環境社会配慮ガイドライン（以下、「JICA GL」）に記載する範囲と契約等それ以外の方策で対応する範囲を整理したうえで、ESS2の趣旨を踏まえた検討をすべきとの意見があった。	織田委員	(7) 労働の場におけるハラスメント防止 世銀ESS2-para13およびガイダンスノートGN13.4では、労働の場におけるハラスメントの防止対策とそれがジェンダーを軸に起きやすいことに注意を喚起している。JICAでは既に契約約款（GC）において差別の禁止や平等な機会の提供などの対応が書かれているとのことであるが、環境社会配慮の一環として労働管理手順またはそれに類するものに、ジェンダーに基づくものを含むハラスメントの防止を記載することは強いメッセージである。
162	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			織田委員	(8) 子どもの危険労働 現行JICAガイドラインでは子どもの権利が影響配慮のチェック項目に含まれており、しばしば児童労働に言及されてきた。EES2でも児童労働や子どもの強制労働について言及されており、子どもの危険労働とは、健康、安全の観点からだけでなく子どものモラルを危うくするものと定義されている。そして、地下労働などと並んで性的虐待（sexual abuse）が例示されている（p.33注）。改正ガイドラインまたはFAQでも子どもの権利侵害の例として示すことは可能ではないか。
163	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			黒木委員	A) 原則、対象国法律と一般条項GC（FIDIC）（相手国とコントラクター契約）においてカバーされるものであり、特別追加的なものは必要ないと考える。 労働環境や安全対策の対応を改善するためには、実施段階でのコンサルタントとコントラクターでのLabor専門家の配置、十分なMMの下での検討が必要である。 B) 工事段階の労働問題は上記のとおり相手国法、一般条項GCで対応される事項であり、供用後の労働問題は実施機関が国内法に基づいて対応すると理解する。いずれも環境社会配慮審査後の対応となるため、審査時に労働衛生について求める場合は、ごく一般的な記載になるため、審査時が確認できるのか議論が必要と考える。 C) WBやADBの案件では労働面が強化されているように思われるため、経緯について議論した上で、JICAでの既存の対応を見直す必要がある。 D) 環境社会配慮を超えて、コロナ感染問題や人権問題も踏まえて、今後、労働者の権利や作業環境の改善が進む可能性があり、案件は少ないが技プロや調査の実績もあるため、JICAとしてきちんと方針を示すべきである。
164	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			杉田委員	工事中の安全配慮等について、これを環境社会配慮の範疇としJICA GLに記載する範囲と、契約等それ以外の方策で対応する範囲を整理した上で、JICA GLへの記載の要否を検討すべき、との助言に同意。この場合、記載・規定すべき場所をJICA GLか契約かの二者択一ではなく、JICA GLを基本原則と謳った拠り所（“憲法”）とした上で、これに包含する形で、案件固有の契約に個別具体的な事項をブレイクダウン（“法律”）する等、整合性と網羅性を担保した整理の工夫が望ましい。  労働者流入のリスク（伝染病等）について、COVID-19が全世界中で蔓延している状況下、これ以前の世銀のGuidanceを踏襲している場合は、再度検証が必要と考えられる。
165	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			村山委員	助言1に関連して、世銀のESS2ではこれまで以上に事業実施に関わる労務管理や労働安全衛生に関する配慮が求められていることから、ICAがこれまで進めてきた相手国／実施機関が合意する契約一般条項や実施機関とコントラクター等の契約約款に言及しつつ、Multilateral Development Bank Harmonised Editionの契約約款（General Conditions）への対応することを環境社会配慮ガイドラインにおいて記載することが求められる。
166	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			持田委員	助言1～4：助言に異論ありません。
167	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			村山委員	世銀ESSでは労働は重要な項目の一つとして扱われていることから、環境社会配慮の関係でどのような扱いがなされているのかについて、FAQに類するカテゴリーで示すべき。
168	⑥労働、汚染管理、コミュニティ	6.2 ESS3有害廃棄物、有害化学物質、害虫管理に係る要件の参照の要否	2. 世界銀行のESS3に記載のある化学物質や有害物質への対応について、現行JICA GLに基づく運用においても相応の配慮がなされてきたものと考えられるが、対象とする物質、およびその基準の考え方や検討の手順について、JICA GLへの記載要否を含めた扱いを明確にすべきとの意見があった。	黒木委員	A) 事業毎に原則的なJICAの要請内容を整理して、相手国に合意させる内容を整理すべきである。 B) ESS3の記載「借入人は汚染物質の排出を避け、避けられない場合は、国内法またはEHSガイドラインのどちらか厳しい方の要求水準と対策をとって緩和する」の後には、「If less stringent levels or measures than those provided in the EHSs are appropriate in view of the Borrower's limited technical or financial constraints or other specific project circumstances, the Bank will require the Borrower to provide full and detailed justification for any proposed alternatives through the environmental and social assessment. This justification must demonstrate, to the satisfaction of the Bank, that the choice of any alternative performance level is consistent with the objectives of the ESSs and the applicable EHSs, and is unlikely to result in any significant environmental or social harm.」と続きがあり、EHSガイドラインよりも厳しくはない基準を適用するケースについて記述があるため、この点を認識した上で、基準適用の要否について諮問委員会で協議して頂きたい。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出委員名	意見
169	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			鈴木委員	(1) JICA GL32ページの別紙2モニタリングを行う項目に関し、以下に掲げる項目を参照しつつあり、必ずしも記載された項目に限定されるものではないが、大気質に関しては、最新の知見に照らして著しく不適切と考えられ、修正する必要がある。[助言2関連] ①「SO2、NO2、CO、O2、煤塵、浮遊粒子状物質、粉塵等」とあるが、大気質関係とし、大気汚染に関しては、「SO2、NOx、CO、オゾン(O3)、PM(PM10、PM2.5)及びNMHC等」とし、大気質そのものよりは、世界標準に即した排出ガス・物質を明示することが望ましい。また、気候変動に関連する京都議定書対象ガス・物質(CO2、メタン、N2O、HFCs、PFCs、SF6、NF3)を明示すべきである。なお、その他温室効果ガス(ブラックカーボン等)についても例示されることが好ましい。 (理由) 現在大気科学の世界で大きな課題になっている大気汚染物質は、従来のSO2、NOxよりは、(対流圏)オゾンとPMであり、それらのガス・物質を明示することが重要。特に、オゾンは大気汚染物質としてだけでなく、大気中の寿命が短い温室効果ガスとしても重要。また、メタンは、比較的大気中の寿命が短い温室効果ガスであるだけでなく、オゾンの前駆物質としても世界的な注目を浴びており、メタンの削減対策が大きな課題となっている。
170	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			鈴木委員	(2) 大気関係の項目の改訂 「環境社会配慮ガイドライン32頁別紙6：モニタリング項目」に関し、WHO大気環境ガイドライン等の世界標準となる文書を踏まえ、適切に改訂していただきたい。 ・2月11日に鈴木が提出した資料では、PM(PM2.5、PM10)、対流圏オゾン、二酸化窒素、二酸化硫黄に加え、ブラックカーボンやCOも候補として挙げられている。 ・対流圏オゾンの前駆物質として非メタン炭化水素(NMHC)も二酸化窒素とともに関連物質として重視されている。前駆物質としては、温室効果ガスでもあるメタンの影響も近年注目されている。 ・日本の大気汚染防止法では「ばい煙」には有害化学物質・ガスも含まれている。それらの有害物質・ガスについても、ガイドラインから除外されないよう配慮されたい。
171	⑥労働、汚染管理、コミュニティ		3. 病害虫管理については、農業管理の取り扱い方が国により異なる点について留意しつつ、総合的病害虫管理(IPM/IVM)の観点からJICA GLに盛り込むか検討すべきとの意見があった。	黒木委員	A) 総合的病害虫管理(IPM/IVM)については時折指示書で記載されているが、今後、環境社会配慮に含まれるのであれば、まとまった手法やこれまでのJICA案件での実績を整理した参考資料を作成し共有すべきである。
172	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			鈴木委員	(2) 病害虫管理については、JICA GLの項目として掲げるべき。[助言3]
173	⑥労働、汚染管理、コミュニティ	6.3 ESS4緊急事態対策、有害廃棄物、域外労働者の流入、保安員リスク、事業の影響を受ける可能性のあるコミュニティ安全性確保の配慮項目への追加	4. 世界銀行のESFに含まれている項目のうち、工事中の安全配慮等について、環境社会配慮の範疇としJICA GLに記載する範囲と、契約等それ以外の方策で対応する範囲、を整理したうえで、JICA GLへの記載の要否を検討すべきとの意見があった。	木口委員 /田辺委員 (NGO3 団体意見 書を委員 としても 提言)	地域社会・労働者の安全・保安に関する要件(ガイドライン別紙1) JICAは、別紙1で「地域社会・労働者の安全・保安」の項目を新たに設け、「保安要員の利用、あるいは、要請・黙認による当該国の軍・警察等の関与が、地域住民・労働者の安全を侵害してはならない」ことを要件とするべきである。 ・現行ガイドラインの運用上、保安要員や軍・警察等による地域住民の安全に係るリスクについては、どのような点で確認が行われているのか、明確ではない。(例えば、保安要員や地域住民との間のコンフリクトの発生の可能性などについて確認し、適切な対応を求めているか。) ・地域住民の適切な参加を確保するためにも、保安要員や地域住民・労働者の安全等に係る規定について、ガイドラインに明示的に盛り込むべきである。
174	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			田辺委員/ 木口委員	項番132 軍警察等に関する書きぶりについては、NGO提言では「要請黙認による当該国の軍警察等の関与が、地域住民労働者の安全を侵害してはならない」ことを要件とするべきと提案しており、軍警察等を完全に排除した形を想定した提案ではない。 また、世界銀行ESS4のpara.24~27やIFCパフォーマンススタンダード4のpara.12~14では、プロジェクトにおける保安要員等の使用に伴い生じるリスクに関して要件を規定している。 JICAGLにおいても、人権侵害への加担を回避するべく、GL運用上、こうした視点が抜け落ちないよう、保安要員や軍警察等の関与に係る文言をGL本文に明記することが必要であると考えます。
175	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			黒木委員	A) 工事中の安全配慮については、FIDICや当該国の関連法令を遵守する事とされており、実際のEIAでもそれらについて整理が行われていると認識している。 B) 「コミュニティの安全」については新しい要件であるため、対応事例について取り纏めて関係者の理解を促進することが必要と考える。 C) 環境アセスメントで取り扱う「コミュニティ」とは、事業が立地する最小単位の村落・町レベルと理解している。直接影響は小さい範囲にとどまると思われるが、二次的・間接的影響についてあまりに広大な地域の分析・緩和策を環境アセスメントレベルで行うのは難しいため、コミュニティの範囲についてあらかじめ例示すべきである。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
176	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			三宅委員	助言4 工事中の安全配慮等について、環境社会配慮の範囲としJICA GLに記載する範囲と、契約等それ以外の方策で対応する範囲を整理したうえで、JICA GLへの記載の可否を検討するべきとの意見があった。 (意見) 工事中の安全確保については、既往の契約図書において一定の規定がなされており、さらにJICAにおいて「(仮)建設工事にかかるJICA安全標準スベック」を策定中で当協会もその動きにつき説明を受けています。安全標準スベックが策定された暁には契約図書の一部となる計画であると承知しています。従って、契約において詳細な工事中の安全管理が規定されるためESGL本文に改めての記載の必要はないと思われます。ただし何らかの記載が必要であるなら、「安全対策については契約約款における規定及び(仮)建設工事にかかるJICA安全標準スベックに基づき、適切に行う」のように記すことで足りると思えます。
177	⑥労働、汚染管理、コミュニティ		5. 構造物の安全性が脅かされ、しかも当初の想定を超える災害等が生じた場合の緊急事態対策について、ハード面のみならず、ソフト面でも関係機関等との連携を通じた研修の実施や日本国内の事例紹介等の技術協力を行う必要があるとの意見があった。緊急対応計画(ERP: Emergency Response Plan)については、現行の「ODA建設安全管理ガイドランス」の下で、建設段階に対する配慮は既にある程度実施されてきてはいるものの、対象は建設工事に関わる事業関係者に限定されていることから、供用段階に特にコミュニティへ影響が大きいと予想される構造物の場合には、地域の安全性とレジリエンスの観点から、世界銀行ERPを参考にした計画の作成や実施について、JICA GLへの記載の可否を検討する必要があるとの意見があった。	黒木委員	A) 本項目の調査・分析に当たっては、影響の範囲、影響の内容のみならずそれに対応する様々な専門家の投入も必要となるため、本項目の対応にあたっては事例を示しつつ、環境社会配慮としての可否を諮問委員会の十分な協議を行う必要がある。 B) 例えばダム施設、橋梁等が天災により崩壊した場合の被害想定や緊急対応策については、一定の専門家によるシミュレーションが必要である。このため、これを策定する場合は、自然・社会の専門家のみならず、相応の専門家の配置とMMの投入が必須である。
178	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			鈴木委員	(3) 必ずしも世銀と同等の緊急対応計画(emergency response plan:ERP)を策定することを義務化する必要はないが、供用段階にコミュニティへの影響が大きいと予想される構造物の場合には、適切な配慮を行う旨、JICA GLに明記することが期待される。[助言5]
179	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			村山委員	助言5に関連して、事業実施に伴い敷設される構造物の安全性は、気候変動要因も考慮すると想定外の災害等が発生により損なわれる可能性があることから、周辺のコミュニティを含めた緊急対応計画の策定が必要に応じてなされる枠組みにすることが求められる。
180	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			持田委員	助言5: 上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。※「上述の視点」とは全体に分類の持田委員ご意見(事務局追記)
181	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			村山委員	方針案でJICA GLの枠外として扱うとしている部分は、FAQに類する文書でその旨を記載しておくこと。また、今後、気候変動を要因とする災害が増大することが想定されるため、構造物の設計段階でこの点を留意するような仕組みが求められる。
182	⑥労働、汚染管理、コミュニティ		6. 世界銀行のESS4 "Community Health and Safety"のうち、Healthの日本語訳は「衛生」ではなく、「健康」あるいはもっと幅広い意味をもった単語をあてるべき。"Health"の意図するところは単なる身体的な健康だけの意味ではなく、性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント(SEAH: Sexual Exploitation, Abuse, and Harassment)やジェンダーに基づく暴力(GBV: Gender Based Violence)も含むハラスメント、さらにHIV/AIDS以外の感染症も含めるべき点に留意が必要。特定の疾患のみをこのまま例示すると、範囲を狭める可能性がある一方で、一般的な記載方法では見えにくい健康被害全体が見落とされる危険があるとの懸念が示された。	織田委員	(9) ジェンダーに基づく暴力 世銀ESS4のガイドランスノートでは、プロジェクトの労働者と地域コミュニティの接触によるリスクとして、ジェンダーに基づく暴力(GBV: Gender Based Violence)や子どもに対する性的搾取・虐待(SEA: Sexual Exploitation and Abuse)が挙げられている。重要な視点だと考える。なお、世銀ESFでは、性的搾取・虐待及びセクシャルハラスメント(SEA/SH)およびGBVに関するGood Practice Noteを作成しており、GBVを工事に伴うリスクと認識、対策を求めている。GBVは論点⑥だけでなくJICAのガイドライン全体を通じて明示的に示すべき課題と考える。
183	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			黒木委員	A) 現状のGLのアセスにおいてもHIV/AIDS以外の感染症は通常、考慮されていると思われる(マラリア、デング熱等)。 B) ハラスメントやDVIに関しては、一般に行われる工事でのHIV/AIDS防止キャンペーンにその内容を入れ、周辺のコミュニティと同時に啓発活動を行う事も可能と考える。 C) 「コミュニティへの対応」は新しく明記された分野である。現状、例えば、HIV/AIDS対策は案件によっては労働者に加えて、コミュニティも対象としているケース、対応していないケースがある。そのため想定されるコミュニティの"対象範囲"や好事例などについてJICA側からご説明頂きたい。 D) GBVについては、環境社会配慮以外でも主流になっているため経緯を整理してから、環境社会配慮上の取り組みについて諮問委員会で検討する必要がある。
184	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			持田委員	助言6: 助言に異論ありません。
185	⑥労働、汚染管理、コミュニティ		7. ESS4では生態系サービス(Ecosystem services)への影響にも言及されているが、生態系サービスに依存しているコミュニティも見受けられることから、JICA GLでのこの取り扱いについて検討すべきとの意見があった。	黒木委員	A) 生態系サービスに依存しているコミュニティの範囲は広いと思われるので、これまで助言委員会で議論された事例をGL・FAQに例示して頂きたい。



環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
186	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			鈴木委員	(4) 本来生態系サービス (ecosystems services) への影響について検討すべきであるが、そのためには検討・評価手法について明確化する必要がある。[助言7]
187	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			村山委員	助言7に関連して、事業実施により周辺コミュニティが受ける生態系サービスの影響も環境社会配慮の範囲として扱うことが求められる。
188	⑥労働、汚染管理、コミュニティ			持田委員	助言7：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。※「上述の視点」とは全体に分類の持田委員ご意見（事務局追記）

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
<b>【テーマ⑦自然生息地】</b>					
189	⑦自然生息地	7.1 世銀ESS6 生息地区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照	1. 現行環境社会配慮ガイドライン（以下、「JICA GL」）においては、生態系と生物相、自然環境、自然生息地といった異なる用語を用いて記載がなされているところ、世界銀行ESS9における整理も参考にし、その基本的考え方、用語の定義を整理することが必要である。また、配慮項目として、供給サービスのみならず多様な生態系サービス、侵略的外来種、持続可能な生物資源の管理について、JICA GLにおいても言及し、配慮が必要な対象や定義を記載すべきとの意見があった。	鈴木委員	(1) 現行のJICA GLでは、生物多様性保護という概念が明確に示されていないため、自然環境に関する記述を抜本的に見直し、生物多様性保護を図ることを明記すべき。[助言1]
190	⑦自然生息地			日比委員	生物多様性は、生物多様性条約において「人類の共通の関心事である」とされている。JICA事業としては、対象国が保全と持続的利用の権利を有しJICAとしてその援助を実施する側面と、JICAとして上述の「人類共通の」価値を保全・管理する責任の双方に対応する必要がある。すなわち、対象国の法令や政策、意図のみにより評価されるべきではなく、国際的に認められる考え方と手法による評価を担保すべき
191	⑦自然生息地			日比委員	気候変動と同様、生物多様性についても事業そのものによる影響だけを議論するのではなく、全体的、総合的に地球の生物多様性の保全にJICAが（正負に）貢献しているかという視点からの規定検討が望ましい。また、IPBES報告書（2019年5月）/GBO5（2020年9月）と直近に科学的調査結果が発表されていることを鑑み、援助機関GLとしての先行事例が必ずしも十分ないなかで、JICAが国際的なリーダーシップを発揮することが望まれる
192	⑦自然生息地			持田委員	助言1：助言に異論ありません。
193	⑦自然生息地			日比委員	<現行GL別紙1は、「生態系と生物相」を配慮項目としているが、開発協力大綱・ESS6と同様「生物多様生」を配慮項目とする> ①賛成。ただし、注釈あるいはFAQ等で「生物多様性」の定義を明確にすることを希望（生物多様性の保全とは絶滅危惧種の保全である、などの不十分な理解を避けるため）
194	⑦自然生息地			日比委員	<ESS4を参考に、生態系サービスをGL2.3の配慮項目に追加し、コミュニティの健康と安全に影響を及ぼす場合に(特に当該サービスに依存する先住民等)配慮するが、生態系サービスに依存しているコミュニティの範囲は広く、検討・評価手法が明確とは言えないため、可能な範囲で配慮するものとする> ②生態系サービスを評価・配慮項目に加えることに賛成。生態系サービスの検討・評価手法が明確でない点は確かにあるが、「可能な範囲で配慮する」のではなく、GLが基本的に10年間有効であること、当該分野での研究や実証が急速に進みつつあることに鑑み「その時点で国際的に最も活用され、受け入れられている手法を用いて検討・評価する」とされたし
195	⑦自然生息地		2. 生物多様性に対する影響の評価手順について、予防的アプローチに立つことをJICA GLで明確にし、評価方法や評価基準を明確にすることが必要である。また、生物多様性管理計画を作成する場合は、その実効性を高める上で特に実施体制と予算が重要であることを認識すべきとの意見があった。	黒木委員	A) 評価分析時における予防的アプローチは、プロジェクト影響をこれまでのやり方より大きく想定する考え方となるため、物理的かつ管理範囲の面からその範囲は大きくなる。 例として、ADBは、予防的アプローチとして、数十年前の種の生息範囲があったことを受けて事業予定地を重要な自然生息地とした事例があったが、逆に日本側は文献のみならず、実際の調査結果を中心にして分析を行うなど乖離が見られた。これらの手法によっては、その時間、専門家、コストに大きな影響を与えるため、その都度、時間やコストの点も考慮した上で検討をすべきである。 B) 生態多様管理計画の実施にあたって、FS段階で予算措置を行っても実施段階で相手国によりその内容自体が実施されない、あるいは予算が十分に引き当てられないこともあるため、実施段階におけるJICA側によるTORの内容、コスト、専門家の配置など十分な確認・管理が必要である。
196	⑦自然生息地			鈴木委員	(2) 生物多様性の評価手法、特に世銀が規定する「改変された生息地（modified habitat）」における生物多様性の評価手法を明確に示す必要がある。[助言2]
197	⑦自然生息地			持田委員	助言2：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。※「上述の視点」とは全体に分類の持田委員ご意見（事務局追記）
198	⑦自然生息地		3. 生物多様性の保全にあたっては、ミティゲーションヒエラルキーの考え方、特に回避を最優先することを明確にすべき。また、軽減／緩和策の検討の際には回復（Restoration）も念頭にいた対応を目指すべきものである。	持田委員	助言3：助言に異論ありません。
199	⑦自然生息地			村山委員	ミティゲーションヒエラルキーという語は基本概念なので、GLに追加すべき。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
200	⑦自然生息地		4. 生物多様性オフセットは、ミティゲーションヒエラルキーの最終手段であることを強く認識し、実施やモニタリング、評価方法に関する制約を踏まえて導入の可能性を慎重に検討すべきであるとの意見がある一方、支援対象国のモニタリングキャパシティーの懸念から導入困難性を指摘する意見があった。	杉田委員	生物多様性オフセットについては、これがミティゲーション・ヒエラルキーの最終手段であることを強く認識し、この導入に当たっては、安易な解決策としての逃げ道とせず、また一種のモラルハザードに陥らぬ様、飽くまで慎重に検討すべきであることは広く認識される通り。他方で、仮に已む無く生物多様性オフセットを唯一の手段とすべき場合において、支援対象国のモニタリングキャパシティーへの懸念から実際には導入の実現に至らないとすれば、当該国の自助努力を促しつつも、逆にそのモニタリングに耐え得る知見や技能を習得出来る様な経済的教育的な支援施策を提供することも必要ではないか。制度として生物多様性オフセットが実在する限り、それが抑制的に運用されるにせよ、その導入を実現するための道を留意しておくことも求められると考える。
201	⑦自然生息地			持田委員	助言4：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。※「上述の視点」とは全体に分類の特田委員ご意見（事務局追記）
202	⑦自然生息地		5. 世界銀行ESS6で採用された生息地区分を導入することについて、生息地の定義を明確にした上で、実施すべき。特に、改変された生息地（Modified habitat）と自然生息地（natural habitat）の生息地区分を導入する場合は、運用上、前者と後者の区別をどう判断するか検討しておいた方がよい。	日比委員	「重要な生息地」を特定する上では、事業における生物調査の限界（例えば、調査時期や回数など）を鑑み、Key Biodiversity Area（KBA）など国際的に確立された手法に基づくデータベース等を活用（参照情報として義務付けることも一案）することで、予防的アプローチを取るとともに、費用効果の高い調査・評価を実施すること（この分野では、国際的にはNGOが果たす役割の重要性も十分認識すること）
203	⑦自然生息地			日比委員	データベースに加えて、保全生物学や調査・保全手法（例えば、エッジ効果、ドローンの活用、遺伝子バーコーディング、民間セクター参加に基づく生物多様性オフセットなど）における進歩が著しいことに留意
204	⑦自然生息地			日比委員	「重要な生息地」を特定する上で、絶滅危惧種は重要な指標となるが、一方で生態系を形成し、機能させているのは絶滅危惧種だけではないことに鑑み、特に地元コミュニティが享受する生態系サービスについても十分な影響評価を含めるべき
205	⑦自然生息地			日比委員	生態系サービスに加えて、生物多様性条約では生物多様性とジェンダー、先住民族（特に伝統的知識）の関係性も生物多様性保全・持続的利用上の重要なアジェンダと捉えている。GL（および見直し論点）では、生物多様性の持つ社会側面は、「生態系・生物多様性」の議論とは切り離されてきたが、途上国における人口増加傾向や生態系の開発圧力の増加など、人間と自然の関わり度合いが高まっていることを受け、見直しGLでは分けて対応するのではなく、総合的・統合的なアプローチを模索すべき
206	⑦自然生息地			村山委員	助言5に関連して、世銀ESS6にある生息地区分の導入については相手国の生息地の状況が十分に把握されていることが前提であることから、こうした情報が十分に得られない場合は区分の導入は慎重に進めた方がよいように思われる。
207	⑦自然生息地			持田委員	助言5：助言に異論ありません。
208	⑦自然生息地			日比委員	⑤7.11に係る重要な自然生息地の特定には、KBA等、国際的認知された手法やデータベースの活用を明記するなどし、確立された国際的な評価を認知し取り入れることで、調査や検討、評価を効率化するとともに、より明示的に国際的な価値への貢献・配慮を担保するよう改定すべきである（理由、考え方）・重要な自然生息地の特定は、手法が不確定であったり、データが不十分なこともあり、環境影響評価等の事業における調査では困難であることは、既述のとおりである。一方で、KBAやIBA（重要鳥類地域）など、国際機関や研究機関、地元の専門家なども参加するマルチステークホルダー式アプローチで、国際的に認知されたクライテリアに基づき特定された地域については、GL上の重要な自然生息地と明確に位置づけることに少なくとも論理的な間隙は発生しない。また、KBAは、日本政府が出資・運営に参加するクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金において、その調査・特定事業を助成しているケースも多く、また当該基金さらには日本 政府が最大拠出国であり世界銀行が事務局を務める地球環境ファシリティ（GEF）においてもKBAを重要な指標として用いている・世界的にKBA/IBAの特定は進みつつあり、またデータベースも日々アップデートされていることから、GL上の重要な自然生息地（なおGL上のクライテリアよりもKBAのクライテリアの方が厳しい）の特定作業において は、KBAを活用することにより、調査や検討、評価を迅速、かつ効率的（比較において低費用）に行うことが可能である（税金の有効活用の視点 からも有益である）
209	⑦自然生息地		6. プライマリーサプライヤーへの対応について、世界銀行のEnvironmental and Social Frameworkを参照し実現可能な範囲でJICA GLIに含めることができないう検討するべきとの意見があった。	黒木委員	A) 実際の対応時期・対応方法案についても諮問委員会で協議して頂きたい（例：天然資源とは何を指すのか、一次供給者の環境社会面の評価・検証方法は実施段階で行うと思われるが、誰が実際に行い、誰に報告するのか等）。
210	⑦自然生息地			三宅委員	助言6 プライマリーサプライヤーへの対応について、実現可能な範囲でJICA GLIに含めることができないう検討するべきとの意見があった。（意見） 主旨は賛同しますし、チェックの義務が発注者側に存在するものであれば問題はなく、必要な場合取引すべきプライマリーサプライヤーや資材を正確に指定して頂く必要があると考えます。 工事を請負うコントラクターは、サプライヤー選出の際には法令順守など多方面からのチェックを実施することが通常ですが、チェックには限界もあるのが実体で、砂利や木材などの資材がプライマリーサプライヤーにより環境に影響が少ない方法で取得されたものであるかまでチェックすることには権限、費用、ノウハウ等から問題があり、コントラクターにおいて実施することは困難と言えます。 従ってもしESGLIにおいて記載が必要ならば、「プライマリーサプライヤーの資材調達に関し、環境社会配慮の観点から必要となる場合、調達先及び所得方法等について入札図書において正確に指定し、適切な資材価格を見込むことが必要である。」のように記載するべきと考えます。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
211	⑦自然生息地			持田委員	助言6～7：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。※「上述の視点」とは全体に分類の持田委員ご意見（事務局追記）

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
212	⑦自然生息地	7.2 保護区では事業を実施しない要件から、生息地区分に基づいた事業実施への変更の可否	7. 現行JICA GLIにおける「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」との規定（以下、「保護区取り扱い規定」）について、保護区の指定目的は様々であり、一律に事業実施を回避するのではなく、その指定目的に合わせた相手国の法規制及び管理計画に沿って事業実施を判断することが適切であり、生物多様性保全の観点からは、保護区における事業実施要件とは区別し、ESS6で重要な自然生息地（Critical Habitat）に分類された地域については事業実施しない、または（ESS6が指定する）当該生息地の事業実施条件を遵守することで保全を図ることが肝要との意見があった。なお、重要な自然生息地（Critical Habitat）の区分については、その判断をどれほど明確にできるか実務上懸念があり、該非判断の簡便さの観点もあわせて、保護区取り扱い規定の変更可否を判断する必要があるとの指摘があった。	石田委員	3. 保護区取り扱い規定について、先方政府からの要請に応じて、一律に事業実施を回避するのではなく、その指定目的に合わせた相手国の法規制、及び管理計画に沿って事業実施を判断することが適切であると考え。世界銀行の環境社会基準（ESS）で採用された生息地区分に基づいた事業実施可否基準や、JICA及び他援助機関のプラクティスを参考にしつつ、ルールメイキングするべきと考える。
213	⑦自然生息地			黒木委員	A) 保護区の目的や現状の機能を調査した上でフレキシブルに判断することが望ましいと考える。 案件採択時、FS調査前の審査課のカテゴリ判定時において、特にKBAについて重要な生息地が否かの判断を暫定的に行うことで専門家配置、投入MM、コストが考慮される仕組み作りを検討して頂きたい。そうでないと調査のコスト、精度、全体のスケジュールに大きな影響を及ぼすこととなる。
214	⑦自然生息地			日比委員	「保護区要件（保護区内では原則事業は実施しない）」か「生息地区分（重要生態系における対応）」という論点設定になっているが、大目標として、地球の自然環境・生物多様性が危機的状況にあること（IPBES報告書、地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）など）に鑑み、少なくともロジックとして現行ガイドラインよりも新ガイドラインが、自然環境・生物多様性の保全を緩和・（ダイリュージョン）逆行することがないようにする
215	⑦自然生息地			日比委員	保護区要件が必ずしも合理的でないケース（保護区内だがすでに荒廃地と化しているなど）が増えていることが、開発効果を高める上で見直しの論点となっていると理解するが、保護区要件自体が対象国の法令遵守を目的としていること（必ずしも国際的な生物多様性保全の観点から指定されているとは限らない）、「重要な生息地」に相当する地域の多く（KBAでは全体の約4割）は法的保護下でないことを念頭に、先述のとおり全体的な自然環境・生物多様性保全・持続的な管理に資することを目指す必要がある。現行GLでは、より制約条件が強い保護区要件によって「保護区内にある重要な生息地」は、原則事業実施対象地から除外されることで保護されてきたことに留意し、見直し後においても、少なくとも法的保護下にある「重要な生息地」の保護水準が下がることが無いようにするとともに、法的保護下にはない「重要な生息地」の保護水準が高まるような見直しとすることで、生態系・生物多様性保護の論理的な弱体化を回避、むしろ強化する必要がある。「保護区要件」の撤廃は、よほど明確に効果的な追加策を同時に導入しなければ、国際的に批判的となる可能性に留意
216	⑦自然生息地			日比委員	一方で、主に途上国においては、新規保護区の指定や拡張とともに、逆に保護区の指定解除やダウングレード、ダウンサイジング（PADDD）の動きもあることにも十分留意（すなわち、保護区であることだけに依拠する保全規定でも不十分）
217	⑦自然生息地			村山委員	助言7-9Iに関連して保護区の扱いについては、世銀ESS6で示されている重要な自然生息地（Critical Habitat）が客観的に特定されていることが前提であると考えられる。一方で、相手国においてはこうした情報が十分でない可能性があることから、第一段階では相手国の法制度に基づく保護区も参照したうえで重要な生息地を評価し、制度上の保護区で事業を実施しようとする場合の要件について、現行のFAQをもとに基本的な考え方をガイドライン本文に記載することが求められる。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
218	⑦自然生息地			日比委員	<p>＜世銀ESS6にある改変された生息地、自然生息地の区分をGLに導入するについては、世銀の運用を引き続き確認し、今次改定では導入せず、今後の継続検討の課題とする(理由、考え方)・これらの生息地(改変された生息地、自然生息地)の導入には、相手国等の事業対象地及び周辺の状況が十分に把握されていることが前提であるが、こうした情報が十分に得られない場合が多く想定される。・運用面で、国際機関等が発表する情報を参考に、事業対象地またはその周辺に自然生息地に該当する可能性のある地域が存在し、事業の影響が及ぶ可能性がある場合は、これに留意して可能な限り環境影響調査において影響評価と緩和策の立案を行う。なお、重要な自然生息地については現行通り慎重かつ丁寧な対応を行う＞</p> <p>＜現行GLでは、「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」とあるが、保護区の指定目的、現状の置かれた状況は様々であり、一律に事業実施を回避するのではなく、その指定目的に合わせた相手国の法規制及び管理計画に沿って事業実施を判断するC理由、考え方)・保護区の指定目的、現状の置かれた状況は様々であり、一律に事業実施を回避するのではなく、その指定目的に合わせた相手国の法規制及び管理計画に沿って事業実施を判断することが適切・GLでは、生物多様性の保全の観点から保全価値の高い地域は重要な生息地として扱っており、その対応は維持する＞</p> <p>③保護区に係る「一律に事業実施を回避するのではなく、その指定目的に合わせた相手国の法規制及び管理計画に沿って事業実施を判断する」との方針は、第6回諮問委員会において“これは従来のGLにおける保護区に関する扱いからの変更である”とJICAから説明された。現状では、この改定方針には反対する。</p> <p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>『人類の共通の関心事である(生物多様性条約条文)』生物多様性(7.1の方針に準じ、ここでは生物多様性に用語を統一)は、『ほとんどの(生物多様性条約下の)愛知目標についてかなりの進捗が見られたものの、20の個別目標で完全に達成できたものはない(地球規模生物多様性概況第5版:GBOS)』とされ、『自然と自然の寄与は世界的に劣化してきて、このままでは生物多様性を将来世代に受け継いでいくことや持続可能な社会を実現することが困難(IPBES地球規模報告書)』であり、『生物多様性の損失は持続可能な限界値を超えている(J.ロックストロム)』とされている。すなわち、現行GLが適用されてきた2010年以降、生物多様性の劣化、喪失は続き、持続可能な状態ではないと国際的に評価されている</li> <li>・GLにおいて生物多様性の適切な配慮、保全が実質的に論点7.1と7.2の双方に係る規定に大きく依存するが、(保護区にかかる規定は必ずしも生物多様性の保全(のみ)を目的とはせず「相手国の法規制及び管理計画」との整合を担保するものであることを認識した上で)7.2の保護区に係る改定方針は、7.1において特に重要な自然生息地については現行通りとする 것과合わせると、論理的には従来のGLと比べて生物多様性の保全の効力を毀損すると考えられる。生態系サービスなど地元コミュニティへの便益の提供も下支えする生物多様性の状況の悪化が続いていることを鑑みれば、むしろ生物多様性保全の強化につながる方向性でのGL改定が強く求められる</li> <li>・重要な自然生息地の特定・評価が困難な状況においては(改定方針の理由および諮問委員会における指摘)、少なくとも保護区下にある「重要な自然生息地」の保全は、現行GLでは保全が担保される。この保護区に係る規定を他の規定によって補うことができないのであれば、論理的、実質的に提案されている改定方針は、環境配慮の観点からは明確なダイレクションとなり、地球の生物多様性の状況を鑑みれば、それは許容されない。少なくとも、重要な自然生息地を明確に特定・評価し、実効性ある保全・配慮を担保する規定の改定がなされるまでは、保護区に係る規定は現行どおり維持すべきである。</li> </ul>
219	⑦自然生息地			日比委員	<p>④保護区に係る規定の改定方針(実質的に保全して現行GLのいわゆる保護区規定が、どのように開発効果の毀損につながったのか具体的な事例を交えて示し、保護区における事業実施を実質的に緩和する根拠を示された)</p> <p>(理由、考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上述③で示したとおり、生物多様性の状況は悪化の傾向が止まっておらず、GLにおいては生物多様性の保全・配慮に向けた実効性ある規定の導入が求められる。「保護区の指定目的、現状の置かれた状況は様々である」ことは事実であり、また生物多様性の保全を目的に本来は保護されるべき重要な自然生息地が必ずしも含まれないことも実態としては少なくなく(GL上の「重要な自然生息地」のクライテリアに完全に含まれるKey Biodiversity Area:KBAで、法的な保護下にあるのは21%(Kilberg2019)、さらには保護区が必ずしも重要な自然生息地を保護しているものでもない場合もある(そもそもその目的でGLは規定していない)。しかし、生物多様性の保全・配慮の有効性に鑑みれば、保護区に係る規定を緩和する理由とはならない。それは、GLの他の規定(特に7.1に係る規定)との兼ね合い、相乗効果でのみ担保されるものでありながら、そもそも重要な自然生息地の特定、評価が困難としていることから、確実に保全を担保しているのは保護区に係る規定である。</li> <li>よって、保護区に係る規定の緩和にあたっては、対象地域(保護区)を事業対象から除くという確実な生物多様性の保全・配慮よりも、その地域で事業実施を行うことによる開発効果が(圧倒的に)超えることが前提となろう。規定の改定(緩和)を方針として掲げる以上、少なくともこれまでにこの規定の存在によって生物多様性の保全効果が期待される開発効果を下回った事例の積み上げにより根拠を示すべきである</li> </ul>
220	⑦自然生息地		8. これに対して大多数の委員からは、途上国における自然保護の法執行がそれほど強いわけではないという状況を踏まえると、地球規模の自然の保全の観点から、予防的アプローチに則り、対象範囲等を明確に判断できる保護区に対する保護区取り扱い規定並びに同規定に係るFAQを現状どおり維持することが、生物多様性の保全の観点から必要であるとの意見が表明された。	持田委員	助言8: 助言に異論ありません。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
221	⑦自然生息地		9. さらに、保護区取り扱い規定と生息地区分に基づいた事業実施可否の判断は、現状ではいずれも長短があり補完的要素があることから、両者を改善することで保全効果、開発効果の双方を高められる方法を取り入れるべき、またその実施においては、地域住民が社会的弱者である場合が多く、そのために発言力が限定されがちな地域住民の意見を良く聞くことが重要との意見があった。	持田委員	助言9：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。※「上述の視点」とは全体に分類の持田委員ご意見（事務局追記）

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
<b>【テーマ⑧住民移転、先住民族】</b>					
222	⑧住民移転、先住民族	8.1 世銀ESS5 Annex 1の住民移転計画の構成要素の参照	1. 架空送電線事業や地下埋設物を敷設する事業のように土地取得や被影響住民の住居の移転を伴わないが、事業により地役権あるいはそれと同等の権利が設定され、土地利用の阻害あるいは制限に起因して、財産価値を毀損するような場合に対する補償が現行の環境社会配慮ガイドライン（以下、「JICA GL」）で規定されていないことから、世界銀行ESS5で規定されている生計損失に対する補償や日本等第三国における補償の考え方を参考として検討すべきとの指摘がなされた。	黒木委員	A) このような補償を行うのであれば、地上権、地下権などの事例（補償単価等）についてJICA側で事例を整理して、FAQ・カテゴリB執筆要領等で例示すべきである。
223	⑧住民移転、先住民族			持田委員	助言1：助言に異論ありません。
224	⑧住民移転、先住民族		2. 非自発的住民移転が発生する場合、かつ不動産市場が機能、あるいは発達していない場合の補償金額の算定において、その再取得価格の算定基準や参考とする価格の根拠を明らかにするよう、検討すること。また、移行期間における補償の在り方についても検討を行うべきとの意見があった。資産調査結果に対し、被影響住民への書面での手交、あるいは同意したことを示す文書の取り交わしの義務付けを検討すべきとの意見があげられた。	木口委員 ／ 田辺委員 (NGO3 団体意見 書を委員 としても 提言)	移転・補償合意文書等の手交に関する要件（ガイドライン別紙1非自発的住民移転1） 非自発的住民移転及び生計手段の喪失にかかる移転・補償対策の合意形成にあたり、資産調査結果が対象者に手交されなくてはならない。また、移転及び補償にかかる合意書の内容を対象者が理解していなければならず、合意書は対象者に速やかに手交されなくてはならない。 ・現行ガイドラインでは、「対象者との合意の上で」という文言はあるものの、補償に関する合意書や資産調査結果についての規定がなく、補償交渉の際、自分の資産内容を把握できていないケースや、合意書に署名をする際、対象者が合意の内容を理解しないまま署名してしまうケースがこれまでにあった。そうしたケースでは多くの場合、合意書（資産調査結果を含む）、もしくは、その複写さえ、対象者の手元に残されていなかったため、後日、合意の内容を確認できず、曖昧なまま、正当な補償措置を受けられない対象者がいる。もしくは、その補償措置が正当であるか否かも確認できない状況がある。したがって、影響住民に対する透明性のある手続きを確保する手段として、資産調査結果と合意書の速やかな手交が要件とされるべきである。 事例：ティラフ SEZ 開発事業 — 資産調査（社会経済調査の補足調査）の結果について、当該住民が認識・確認できておらず（複写が手交されておらず、近隣の事務所で閲覧可能であることを知らない）、十分な補償交渉ができていないケースが見られた。また、移転・補償に関して署名した合意書が速やかに手交されなかったため、協議・苦情申立てを速やかに行えず、必要な対応の遅れにつながった。 事例：インドラマユ石炭火力発電事業 — 小作農に対する作物補償の支払いに際し、資産調査の結果を当該住民が認識・確認できていないケースがあり（複写が手交されていない）、十分な補償交渉ができていないケースが見られた。また、小作農は合意書に署名する機会がなかったばかりか、補償金を受領した際に領収書等が一切手元に残されなかったため、補償額が正当であるか確認が困難となっている。 ・影響を受ける地域住民からの合意取得にあたっては、合意内容を対象者が理解していることが当然の前提であり、その正当性を確認するため、合意書が対象者に手交される必要がある。
225	⑧住民移転、先住民族			木口委員 ／ 田辺委員 (NGO3 団体意見 書を委員 としても 提言)	補償基準及び算出根拠の公開に関する要件（ガイドライン別紙1非自発的住民移転2） 非自発的住民移転及び生計手段の喪失にかかる補償の基準は公開され、一貫性をもって各損失資産に適用されなければならない。また、補償の算出根拠は文書化され、公開されなくてはならない。 ・現行ガイドラインでは、補償が「再取得価格に基づき」行われなければならないという規定はあるものの、再取得価格の算出根拠やその基準額（具体的な単価数値）の公開については規定がなく、補償対象である影響住民が算出根拠や補償基準を知る機会が確保されていない、つまり、補償対象者が補償額について適切に交渉するための情報提供が不十分であるケースが見られる。また、補償基準に一貫性がなく、同様の条件下にある補償対象者の間で補償受領額に不公平が生じているケースも見られる。したがって、不透明な補償交渉や汚職・不正を未然に防止するためにも、補償基準や算出根拠の公開が要件とされるべきである。 事例：ティラフ SEZ 開発事業 — 土地やその他の補償（家屋、作物、家畜等）について、市場価格の調査結果、および、補償基準（具体的な単価）が文書で公開されておらず（一部補償基準は口頭による説明有り）、補償金の基準が再取得価格として妥当であるか評価できない他、補償受領額の合計が正当であるかを補償対象者が確認できないケースが見られた。 事例：インドラマユ石炭火力発電事業 — 作物補償に係る市場価格の調査結果、および、補償基準（具体的な単価）について、文書でも口頭でも情報提供がなされておらず、補償金の基準が再取得価格として妥当であるか評価できない他、複数の補償対象者が実際に受領した補償額から計算した作物の補償基準額に一貫性がない状況が見られた。 ・世界銀行 ESS5の para13では、補償基準が公開され、一貫性を持って各損失資産に適用されなければならないこと、また、補償の算出基準が文書化され、影響住民に対して透明性のある手続きを経て支払いがなされることが求められている。
226	⑧住民移転、先住民族			田辺委員/ 木口委員	項番176 再取得価格の算出根拠やその基準額の公開についてNGOが指摘している問題意識は、RAPに一般的な補償方針や算出根拠（例えば、「市場価格に基づく」乃至「査定評価額に基づく」等）が記載されていたとしても、具体的な単価数値について透明性が確保されない場合に、不適切な補償交渉や汚職不正の温床となりがねないという点にある。JICAが今回のレビュー調査において確認された点は、あくまでも一般的な補償方針や算出方法の記載についてであると理解している。各事業現場での公正な補償交渉を促すとともに、汚職不正を回避するためには、何らかの形で具体的な補償の単価数値の透明性が確保されている必要があると考える。したがって、この点についてGL本文で明記する、あるいは、GL運用にあたってJICA担当者向けマニュアル等による注意喚起がなされるべきであると考え。なお、補償基準の公開と一貫性のある補償については、世銀ESS5のPara13でも要件としていることから、JICAのGL別紙1でこの規定を明示することは可能であると考え。



環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出委員名	意見
227	⑧住民移転、先住民族			木口委員 ／田辺委員 (NGO3 団体意見 書を委員 としても 提言)	移行期間への支援に関する要件（ガイドライン別紙1 非自発的住民移転2） 物理的及び経済的移転が回避できない場合には、対象者が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように、「移行期間中の支援」が行われなくてはならない。 ・現行ガイドラインでは、移転住民が以前の生活水準や収入機会を改善又は少なくとも回復するための支援として、「土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる」ことが明記されているが、「移行期間中の支援」は含まれていない。しかし、実際に、元の生計手段から代替の生計手段への移行を余儀なくされた際に、その移行期間を含めた生活水準に対する十分な配慮がなされなかったため、影響住民が移行期間中に厳しい生活を強いられるケースが見られる。したがって、「移行期間中の支援」が要件として明示されるべきである。 事例：ティラフ SEZ開発事業 — 同地域で長年、農業をしてきた農民は、当初、農業を続ける選択肢を与えられず、不慣れた賃金ベースの生計手段への移行を強いられた。また、家庭菜園や自然採集の機会減少による生活様式の転換も迫られた。しかし、この生計手段や生活様式の移行期間中に適切な配慮・支援がなされなかったため、借金漬けになるなど厳しい生活を強いられた移転世帯が見られる。 世界銀行 ESS5 Annex1のpara29では、経済的移転に伴い生計手段の変更や中断等が余儀なくされる場合に、移行期間への支援をRAPに含めるよう求めている。
228	⑧住民移転、先住民族			木口委員 ／田辺委員 (NGO3 団体意見 書を委員 としても 提言)	住民移転計画の作成・公開時期に関する要件（ガイドライン別紙1 非自発的住民移転4） 移転・補償対象者に対する合意形成及び移転・補償措置の実施前に、住民移転計画の最終版が作成、公開されていなければならない。 ・現行ガイドラインでは、住民移転計画の作成、公開が要件とされているものの、そのタイミングについては明示されておらず、住民移転計画の最終版が作成、公開される前に移転・補償対象者が合意書に署名をさせられるケースや移転措置／補償金の支払いが始まるケースが見られる。つまり、補償内容が既成事実化され、住民移転計画の内容の意思決定に影響住民が適切な形で参加できていない状況が散見される。本来は、住民移転計画の最終版が作成・公開された後に対象者との合意形成が行われ、移転措置／補償支払いが実施されなくてはならない。したがって、住民移転計画の最終版の作成・公開時期にかかる要件が明示されるべきである。 事例：ティラフSEZ開発事業 — 区域Aでは、多くの住民が住民移転計画ドラフト版が公開されていたのを知らず、コメント期間に意見表明することができなかった他、住民移転計画の最終版が完成する前に移転を強いられた。また、移転世帯の合意形成プロセスが住民移転計画ドラフト版の要約版の協議段階で開始された。つまり、合意時に対策は確定されていなかった。また、移転計画ドラフト版全文の公開以前に一部補償の支払いが開始された。つまり、対策内容が固まる前に、補償内容が既成事実化されていた。 事例：インドラマユ石炭火力発電事業 — 土地収用計画（生計回復措置を含む）のドラフト版、および、最終版の公開前に地権者への合意形成プロセスと土地補償の支払いが開始された。また、土地収用計画ドラフト版の公開期間中で、実効性のある対策も準備されぬままに、すでにアクセス道路用の一部工事によって農作物に実害を被り、収入機会が減少した農民も出ている。
229	⑧住民移転、先住民族			田辺委員/ 木口委員	項番178 JICA担当者より「移転前に補償が支払われるべきであり、その前にRAPが作成されていると考えている」との回答があったが、NGO提言書記載の通り、その当然のことが蔑ろにされているケースが散見される。例えばティラフSEZ開発事業（ZoneA開発）では、住民移転計画ドラフト版全文公開前に一部の補償支払いが行われ、また住民移転計画の最終版が完成する前に移転が行われた。JICA専門家が入り策定されたインドラマユ石炭火力においても、土地収用計画のドラフト版及び最終版の公開前に地権者への土地補償支払いが開始された。したがって、GL運用上、こうした視点が抜け落ちないように、別紙1の非自発的住民移転4において、「大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、<移転補償が行われる前に>住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。」と改訂するべきである。
230	⑧住民移転、先住民族			黒木委員	A) 現地側とGLで補償方針（算定額、エンタイトルメントマトリクス等）に過去の案件でギャップがあらかじめ判明している場合は、JICAのTORミッション等の現地政府とJICAとの協議の場でJICA GLにしたがう旨合意しておくべきである。
231	⑧住民移転、先住民族			持田委員	助言2～3：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。※「上述の視点」とは全体に分類の持田委員ご意見（事務局追記）
232	⑧住民移転、先住民族		3. 住民移転計画の作成と実行にあたっては、特に負の影響を受けやすい女性の視点と関心が含まれるような配慮を行うべきとの意見があげられた。また、非自発的住民移転に係る苦情処理メカニズムは、社会的弱者の意見を反映しやすいような仕組みづくりに留意するべきとの意見があった。世界銀行ESS5(para29)に記載のある、法的・慣習的権利を有さない住民の移転においては、借地借家権等の法的権利等が認められた家屋の提供を支援することについて、検討すべきとの意見もあげられた。	織田委員	(10) 住民移転計画の作成と実行にあたっては、特に負の影響を受けやすい女性の視点と関心が含まれるような配慮を行うべき（助言3）。ESS5では、配慮の例として、土地所有名義や補償金の支払いにあたり夫婦名義を可能にすること、女性が土地所有権と認められないなどの場合は別の補完的措置をとること、職業訓練、就業機会支援におけるジェンダー配慮の必要性を挙げている（para20注18）。このような具体的な方法はFAQなどで紹介することで、配慮しやすくなる。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出委員名	意見
233	⑧住民移転、先住民族			杉田委員	住民移転計画の作成と実行に当たって、特に負の影響を受けやすい女性の視点と関心が含まれるような配慮が必要、との助言に関して、ここで敢えて「女性」がハイライトされている具体的な背景につき知っておきたい。つまり、テーマ⑤人権、ステークホルダー、ジェンダーにおいて論じられている通り、「子ども、女性、障害者、高齢者、難民国内避難民、少数民族先住民族等」や「女性、先住民族、障害者、マイノリティなど」と、社会的に弱い立場にあるものが包括的に認知されているはずだが、上記において「女性」と特定されている趣旨をより良く理解しておきたい。 住民移転計画・生計回復支援事業の被支援国における事後評価やアウトカムの調査は、本計画の継続的な運用のためにも、妥当な質と量の支援を担保する上で必須である。
234	⑧住民移転、先住民族		4. 物理的移転を伴わずに経済的移転が発生する場合の対応に関して、世界銀行ESS5に多くの記載があることから、JICA GLIにおける取り扱いを整理することが重要との意見があった。	村山委員	助言4に関連して、住居や耕作地、商業施設などの物理的な施設の移転のみならず、事業実施により生計手段の変更を迫られる人々への配慮も本ガイドラインの範囲に含めることが求められる。
235	⑧住民移転、先住民族			持田委員	助言4：助言に異論ありません。
236	⑧住民移転、先住民族			村山委員	現行GL別紙1では「非自発的住民移転」の項目の中に「生計手段の喪失」が置かれている。住民移転がなくても生計手段への影響がありうることから、見出しを含めて検討すべき。
237	⑧住民移転、先住民族		5. 住民移転計画・生計回復支援事業のモニタリングや事後評価においては、事業実施のアウトプットだけでなく、住民にとっての満足度の高い等を含むアウトカムを調べることができないか、との意見があった。	黒木委員	A) 一般的なRAPでは、内部、外部モニタリングが計画されており、PAPに対するモニタリングが行われている。一部の案件では満足度まで尋ねる調査も行われていると理解している。恣意的な回答をするPAPもいるため、一部の案件では満足度にかかる調査が容易ではない可能性もある。このため、事後評価で第三者が案件全体の評価と合わせて調査をするのは良い考えであると思われる。
238	⑧住民移転、先住民族			鈴木委員	(1) 住民移転計画・生計回復支援事業については、事業の実施主体が借入人と異なる場合があることから、確実に計画が実施されたかフォローアップが重要。そのための監視・モニタリング計画をきちんと作成する必要がある。また、監視・モニタリングに際しては、住民の満足度調査を実施することが望ましい。[助言5]
239	⑧住民移転、先住民族			持田委員	助言5：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。※「上述の視点」とは全体に分類の持田委員ご意見（事務局追記）
240	⑧住民移転、先住民族	8.2 先住民族の呼称についてIndigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communitiesを参照することの要否 8.3 世銀ESS7 FPIC (Free, Prior, and Informed Consent) の定義の参照 8.4 世銀ESS7 先住民族配慮計画の構成要素の参照	6. 先住民族の呼称については、世界銀行ESS1に倣うことよりも、事業を検討する際の先住民族への配慮項目等の実態を考慮したものと、本来配慮すべき範囲との間に差異が生じないように留意すべきとの指摘がなされた。	持田委員	助言6～7：助言に異論ありません。
241	⑧住民移転、先住民族		7. FPICについては、世界銀行ESS7の定義の通り「Free, Prior, and Informed Consent」（仮訳：自由な事前の十分な情報を伝えられた上での合意）を参照すべきとの意見があった。また、「合意」されたのみならず場合の判断基準について整理するとともに、先住民族配慮では影響を受ける先住民族に対する十分な情報提供、参加機会の提供、文化的に適切でジェンダー及び弱者に配慮した意味ある応答などを含めた合意形成プロセスが適切に実施されているか確認することが必要であるとの指摘がなされた。	織田委員	(11) FPIC（仮訳：自由な事前の十分な情報を伝えられた上での合意）世界銀行ESS7の定義の通り、Free, Prior, and Informed Consent: FPIC を（仮訳：自由な事前の十分な情報を伝えられた上での合意）とすべきである。現行のガイドラインでは、十分な協議は、社会的合意の条件であったが、ESS7では、自由と十分な情報が合意の条件となっている。自由と十分な情報へのアクセスにはジェンダー格差がありうることから、合意形成プロセスを確認するに当たっては、ジェンダー視点を取り入れることが必要である。
242	⑧住民移転、先住民族			木口委員 ／田辺委員 (NGO3 団体意見 書を委員 としても 提言)	先住民族の合意に関する要件（ガイドライン別紙1先住民族2）プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意（FPIC）が得られていなければならない」ことを要件とするべきである。 ・世界銀行及びIFCIは、影響を受ける先住民族の十分な情報が提供された上での自由な事前の合意（FPIC）を要件としている。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
243	⑧住民移転、先住民族			黒木委員	A) IPPが認められる地域への影響を与えないように事業予定地として避ける事が検討される事が多いが、一方ではIP側のインフラ整備のニーズは高いケースもある。このため、案件開始前に貴機構でこのようなニーズ把握を行った上で、調査を開始し、事業予定地の決定、合意プロセスと進む方がよいケースもある。
244	⑧住民移転、先住民族			村山委員	助言7に関連して、事業の影響範囲に先住民族が居住する場合には、原則として先住民族配慮計画（IPP）の作成を求めて、計画を策定しない場合には代替としての配慮事項を整理することをガイドラインに記載することが求められる。
245	⑧住民移転、先住民族			村山委員	この箇所については、GLやFAQでの扱いが不明なので、少なくともFAQで具体的な内容を例示した方がよい。また、FPICに基づき「合意」を要件とする場合は、合意の内容について具体化すべき。その際、世銀ESS7 25、26を中心に参照することが望ましい。
246	⑧住民移転、先住民族		8. 先住民族配慮計画（IPP）は先住民族計画としてJICA GLにもいくつかの箇所記載がある一方、取り組んだ事例が少ないことから、適切に配慮するために現地のリソースの活用等を通じて同計画の構成要素を確保するよう検討すること、また男女の役割の違いが先住民族社会に特有の形で現れることや民族特有の意思決定を行う先住民族も見られることから、同計画を策定する際にジェンダーの視点ならびに伝統的意思決定といった固有要因を尊重し配慮の対象として考慮することが重要であるとの意見があった。	黒木委員	A) IPPのJICAでの事例は多くないため、諮問委員会で実績を説明して頂きたい。また、他ドナー案件では非インフラ案件でもIPPが作成されている事例もあるため、WBやADBの事例も併せて整理して頂き、諮問委員会で説明すべきである。
247	⑧住民移転、先住民族			鈴木委員	(5) 先住民族計画（IPP）は、その概念を拡げて脆弱な地域住民計画（VPP）とし、先住民族だけでなく、子供、女性、老人、障害者のような地域社会において脆弱な人々も対象にすべき。
248	⑧住民移転、先住民族			鈴木委員	(2) 先住民族配慮計画（IPP）に関し、基本的に、脆弱な地域住民（vulnerable local people）への配慮計画（VPP）とし、必ずしも先住民（indigenous people）だけでなく、必要に応じ、その地域に暮らす脆弱な人々（子供、障害者、老人、女性等）への影響を検討する計画（文書）を作成する旨JICA GLに明記すべき。[助言8]
249	⑧住民移転、先住民族			持田委員	助言8～9：上述の視点で適切な改定案を議論したいと考えます。※「上述の視点」とは全体に分類の持田委員ご意見（事務局追記）
250	⑧住民移転、先住民族	8.5 世銀ESS 8 無形文化遺産の配慮項目への追加	9. 無形文化遺産を配慮項目に加えることに異論はなかった。なお、有形文化遺産を含めて、何をもって文化遺産とするか、国際的に認知された遺産のみならず、相手国・地域にて重視されている文化遺産への配慮、事業が文化遺産の商業的な利用を行う場合には慎重な対応を行い住民による文化遺産の慣習的な利用を制限せずかつ住民への利益分配等の配慮、また文化財について住民間の民族、言語、宗教上の価値観が異なる場合への慎重な対応、秘密保持（Confidentiality）が必要な場合の対応についても検討すべきとの意見があった。	黒木委員	A) 具体的な事例と対応方法について事例を検討した上でGLに盛り込むべき内容であると考えます。 B) 環境社会配慮専門家の範囲を超えるため、重要な文化財への影響が予定される場合は、調査時、実施段階において文化財専門コンサルタントを別途配置すべきと考えます。 C) 諮問委員会の理解促進のため、文化財専門家がJICA調査で従事した事例を説明して頂きたい（例：エジプト国カイロ鉄道など）。

環境社会配慮ガイドラインについての提出意見

No.	テーマ	論点	助言	意見提出 委員名	意見
<b>【その他】</b>					
251	その他	-	-	黒木委員	A) 助言委員会の運営についても見直しを予定されているのかご教示頂きたい。 B) 2020/7/6助言委員会の全体会で、前期（第5期）の助言委員会での過去の助言に係る分析（セクター毎の助言の傾向、助言項目・内容など）にかかる報告をされているが、GL改定にも参考になる情報になるため、諮問委員会でもご説明頂きたい。 C) 今回のGL見直しで追加となる分野において助言委員の配置をお願いしたい。例として、防災、人権一般、ビジネスと人権、労働安全などがあげられるが、環境汚染、先住民族、気候変動（特にGHG関係）を専門とする助言委員は、現在は不在と理解しているため配置をお願いしたい。
252	その他	-	-	黒木委員	A) 世銀ESFの横並びの検討、包括的検討により多様な項目が、現行ガイドラインに加え調査・分析される必要が生じる。これを現状のスケジュールの中でクオリティを確保し、どのように具現化していくかが課題である。現状のコンサルタント側の大きい負担の課題もある事に加え、このような新しい項目の対応について、どのように運用・調達を考えているかご教示頂きたい。 B) つまり、現地における調査実施に当たり①適切な専門家の投入、②必要な時間、③コストの確保が必要である。事例として、ADBのFS調査では、EIA担当、RAP担当、IPP担当、気候変動担当、ジェンダー担当、社会開発担当が設定されるケースが多い。また、国内の環境アセスメントでは、社会環境項目自体はないが、通常、PM、自然環境、生活環境担当が配置される。このような横並びの事例も踏まえて今回の新ガイドライン改定にあたっては追加項目のみならず、その実現に向けた対応についても検討すべきである。
253	その他	-	-	村山委員	新型コロナウイルス感染症にみられるように、疾病の広がりによっては環境社会配慮で求められる調査やステークホルダー間の協議に一定の制約が生じる可能性があることから、ICTの活用などを含めて適切な環境社会配慮がなされるようガイドラインで扱うことが望ましい。
254	改定の進め方	-	-	木口委員 ／ 田辺委員 (NGO3 団体意見 書を委員 としても 提言)	なお、今後、諮問委員会でガイドライン改定に向けたプロセスを進めるにあたっては、各論点に対して、各諮問委員、JICA、第三者からの意見とその根拠の網羅性を確保した議論が重要だと考える。この点については、「新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」で作成・配布されていた「論点整理（案）」や「論点整理に係る議論のポイント」1を参考にしながら、以下のような形で分類整理した表の作成を提案する。 ・テーマ別の論点（各諮問委員・NGO等から新たな論点として出されているものも含む） ・環境社会配慮助言委員会からの各論点に関連した助言 ・各論点に関連する各諮問委員や第三者（NGO提言）の意見・根拠 ・JICAの意見・根拠ないし世銀ESSの運用等